

第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画

輝け あしべっ子 未来プラン

令和5年3月変更版



芦 別 市

「子どもたちが輝き、笑顔あふれるぬくもりのあるまちづくりをめざして」



わが国では、急速な少子化・高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や、社会保障の負担増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、家族形態の変化、就労の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化によって、子育てに不安を感じる家庭が増加傾向にあり、保育ニーズの多様化も進んでおります。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化に取り組み、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、更に安心して子育てができる環境の整備と子育て支援事業の充実を重要な課題としております。

芦別市においても、国の制度に基づき「第1期芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。

しかし、この度、子育て世代を対象に実施したアンケート調査では子育て支援への満足度が低い結果となっており、今後は保護者の不安や不満を解消していくための取り組みを進めていく必要があります。

「第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画の評価を踏まえ、国で新たに策定した「新・放課後子ども総合プラン」や、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策、社会的養育の見直し、幼児教育・保育の無償化の実施等「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定いたしました。

この計画を基に、芦別市の子ども・子育て支援策を総合的かつ計画的に取り組み、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり熱心にご討議いただきました「芦別市子ども・子育て会議」の委員各位をはじめ、「アンケート調査」や「市民意見公募」にご協力いただきました市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

芦別市長 萩原貞

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 芦別市の子ども・子育てを取り巻く環境	5
第1節 人口・世帯・人口動態等	5
第2節 教育・保育施設の状況	10
第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
第4節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）	16
第5節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題	35
第3章 基本的な考え方と施策の展開	37
第1節 目的	37
第2節 基本理念	37
第3節 基本的視点	38
第4節 施策体系	40
第5節 子どもの育ち	41
第6節 子どもを健やかに育む家庭	45
第7節 子育てを支える地域	50
第4章 教育・保育提供区域の設定	54
第1節 教育・保育提供区域の考え方	54
第2節 教育・保育提供区域の設定	55
第5章 教育・保育施設の充実	57
第1節 量の見込み	57
第2節 提供体制の確保と実施時期	58
第3節 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	61
第4節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について	62
第5節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	62

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	63
第1節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	63
第2節 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	68
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	69
第1節 児童虐待防止対策の充実	69
第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進	70
第3節 障がい児施策の充実	70
第4節 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	71
第5節 子どもの安心・安全な環境の充実	71
第8章 計画の推進体制	73
第1節 関係機関等との連携	73
第2節 役割	74
第3節 計画の達成状況の点検・評価	75

参考資料

- 1 芦別市子ども・子育て会議条例及び同条例施行規則
- 2 芦別市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 芦別市子ども・子育て会議経過
- 4 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱
- 5 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会名簿
- 6 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会経過
- 7 芦別市子ども・子育て支援事業計画に関する用語解説

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成11年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施し、平成27年度より子ども・子育て支援新制度を施行しました。

芦別市においては、子ども・子育て新制度に沿って、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めた「第1期芦別市子ども・子育て支援事業計画輝けあしべつ子未来プラン」を策定し、子育て支援に取り組んできました。

しかし、依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、こうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画の重点施策

- 保護者の経済的負担の軽減
(低所得者及びひとり親家庭に対する支援の充実)
 - * 3歳以上の子どもの保育料無償化
 - * 保育料の軽減(独自施策)
 - * 副食費の助成
- 教育・保育の充実と質の向上
 - * 保育士の確保
 - * 施設型給付・地域型保育給付による施設への支援
 - * 保育園の延長保育の実施
- 育児支援の充実
 - * 3歳児健診後の健康相談の充実

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、芦別市の子どもと子育て家庭を対象として、芦別市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。おおむね18歳までの子どもと子育て家庭・保護者を対象としており、教育や保育をはじめ、芦別市次世代育成支援計画から継続している施策や様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいます。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

さらに、芦別市次世代育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期		少年期	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

■上位計画

第6次芦別市総合計画

整合



芦別市 子ども・子育て支援事業計画

■根拠法令

- 子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

整合



■関連計画

- ・芦別市男女共同参画推進計画
- ・芦別市都市計画マスタープラン
- ・第3次芦別市食育推進計画
- ・第2次芦別市生涯学習推進計画
- ・第3期芦別市障がい者計画
- ・第5期芦別市障がい福祉計画

など

第3節 計画期間

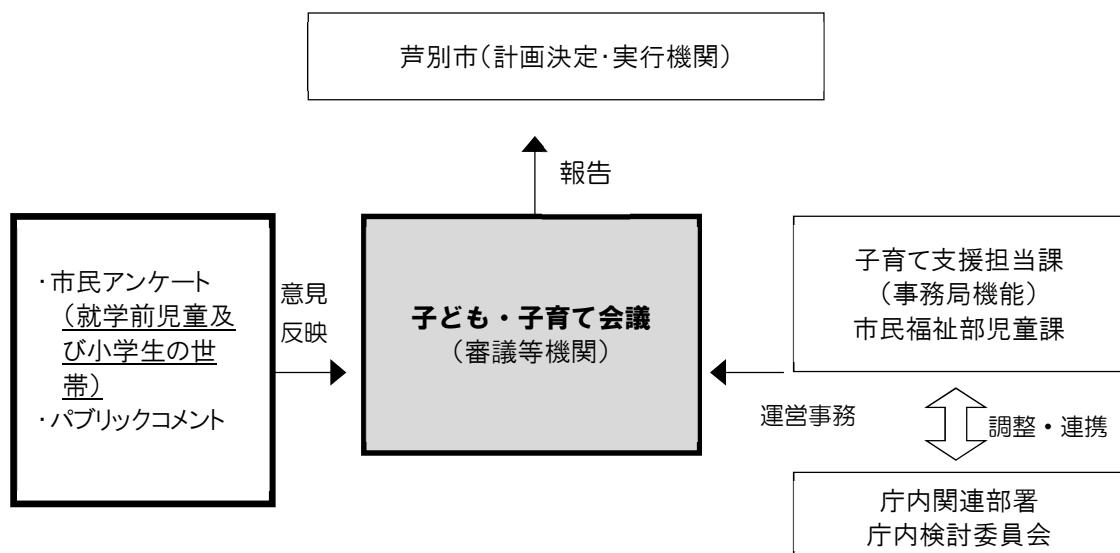
5年を1期として作成します。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

第4節 計画の策定体制

1 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「芦別市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。



2 庁内検討委員会の設置

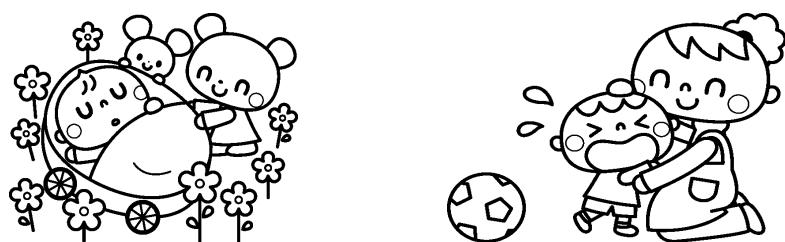
芦別市では、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「芦別市子ども・子育て支援事業計画府内検討委員会」を設置し、全庁的な連携体制のもとに、支援計画素案の作成、検証・評価を行います。

3 就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	249 票	187 票	75.1%
	小学生	295 票	227 票	76.9%
対象者の抽出方法	令和元年 4 月 30 日現在、芦別市住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	令和元年 7 月 1 日～令和元年 7 月 12 日			
調査方法	<ul style="list-style-type: none">○就学前児童が属する世帯 幼稚園・保育所を通じての配布回収○小学生児童が属する世帯 学校を通じての配布回収及び郵送法（郵送配布・回収）			



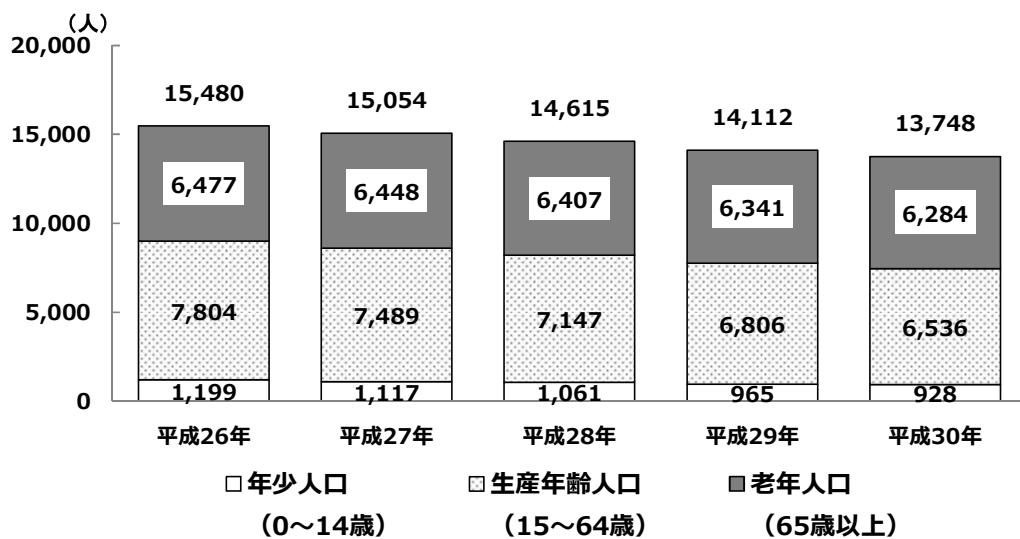
第2章 芦別市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口・世帯・人口動態等

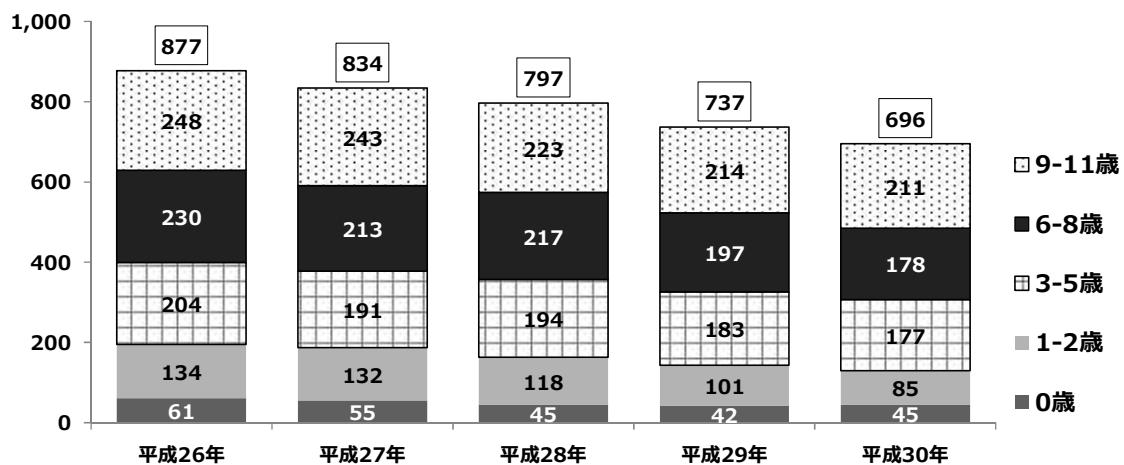
1 人口等の推移について

①人口の推移（住民基本台帳・各年 10月1日現在）

- 年少人口が平成26年から平成30年までの5年間で271人減少し、全体に占める割合は約1%減少しています。0歳児は平成26年から平成30年までの5年間で16人減少しており、平成30年には50人を下回っています。
- 老年人口は平成26年から平成30年までの5年間で193人減少しました。ただ、全体に占める割合は約4%増加して、少子高齢化が進行しています。



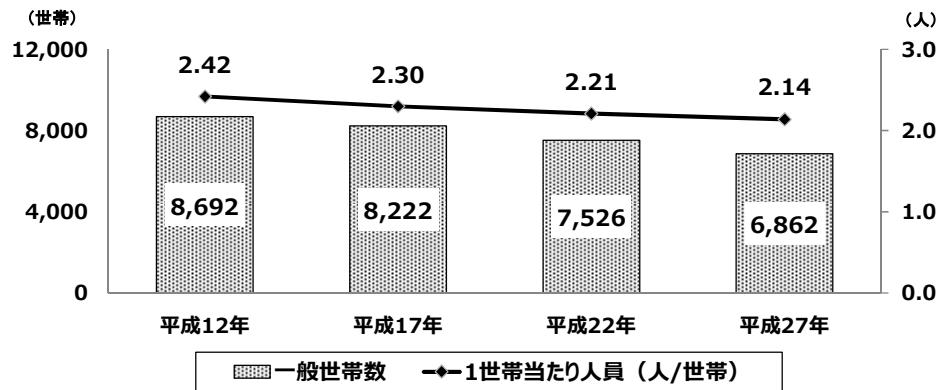
■児童人口の推移(住民基本台帳・各年 10月1日現在)



②世帯の状況（資料：国勢調査）

- 世帯数は平成12年以降、減少傾向にあります。1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行しています。

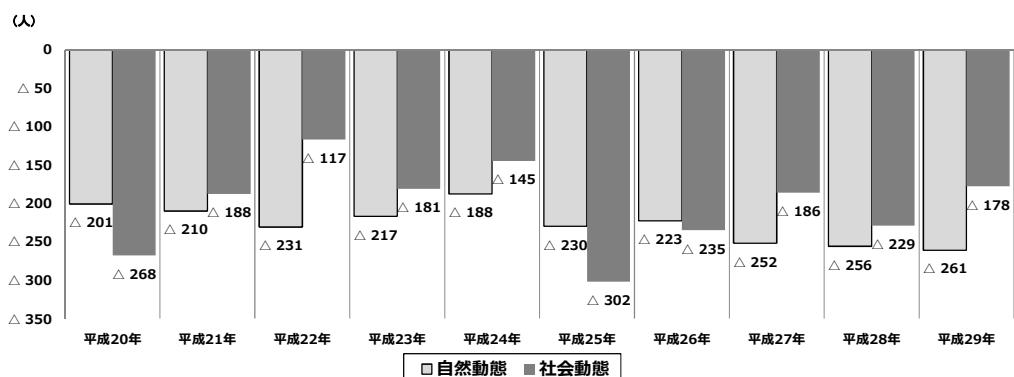
■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



③人口動態（資料：芦別市統計書）

- 自然動態（出生数－死亡数）は、平成20年以降マイナスとなっております。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。
- 社会動態（転入数－転出数）は、平成20年以降マイナスとなっております。転出が転入を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。

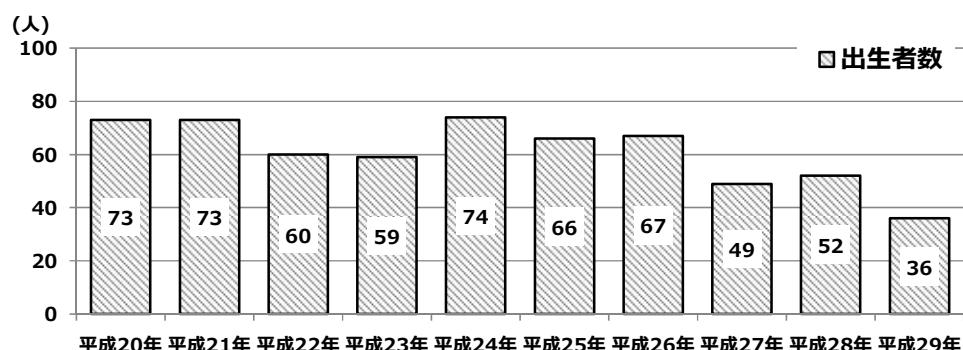
■自然動態・社会動態の推移



④出生の状況（資料：芦別市統計書）

- 出生数は、平成22年以降減少傾向にあり増加と減少を繰り返しています。

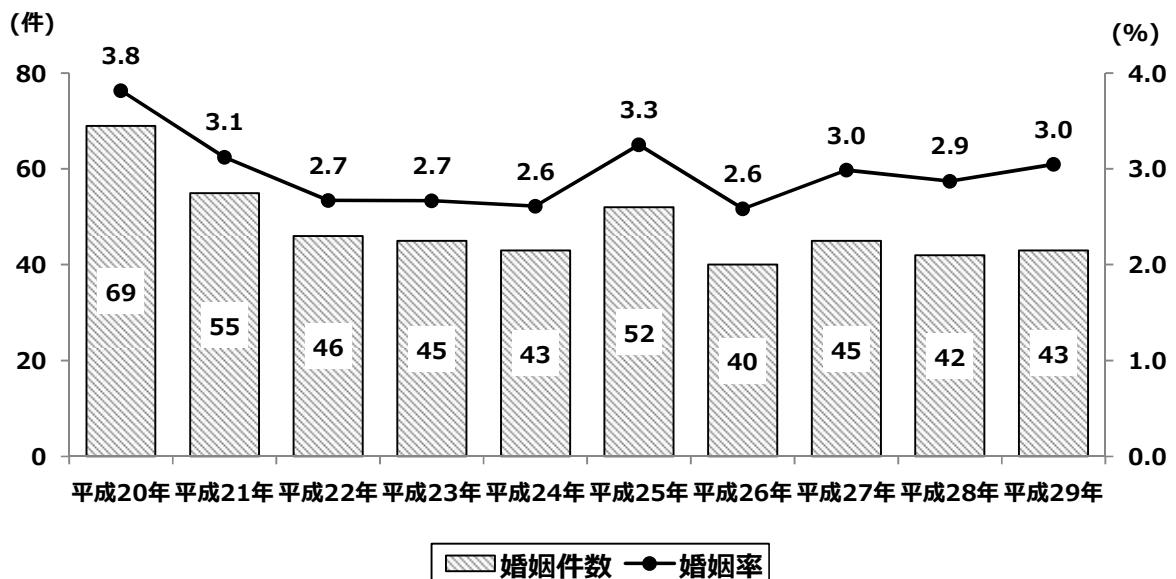
■出生数の推移



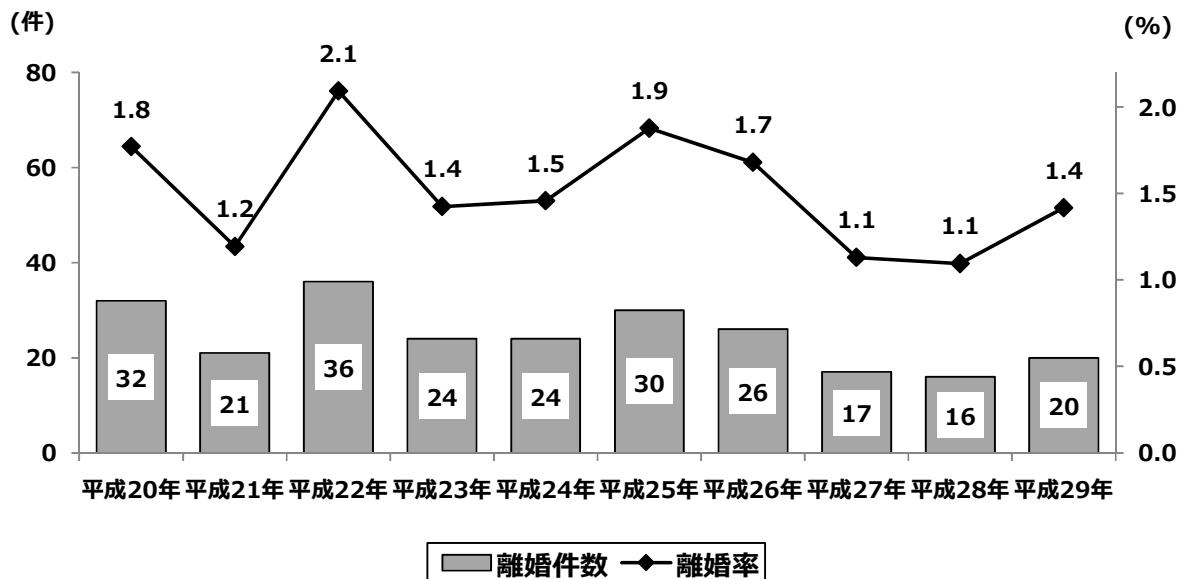
2 婚姻・離婚の状況（資料：芦別市統計書）

- 婚姻件数、婚姻率は、平成20年～平成24年まで減少傾向で、平成25年と平成27年に若干増加しましたが、その後、横ばい傾向にあります。
- 離婚件数は、平成20年以降減少と増加を繰り返しています。平成22年と平成25年は若干増加しました。婚姻率は1.1～2.1%の間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



■離婚件数及び離婚率の推移

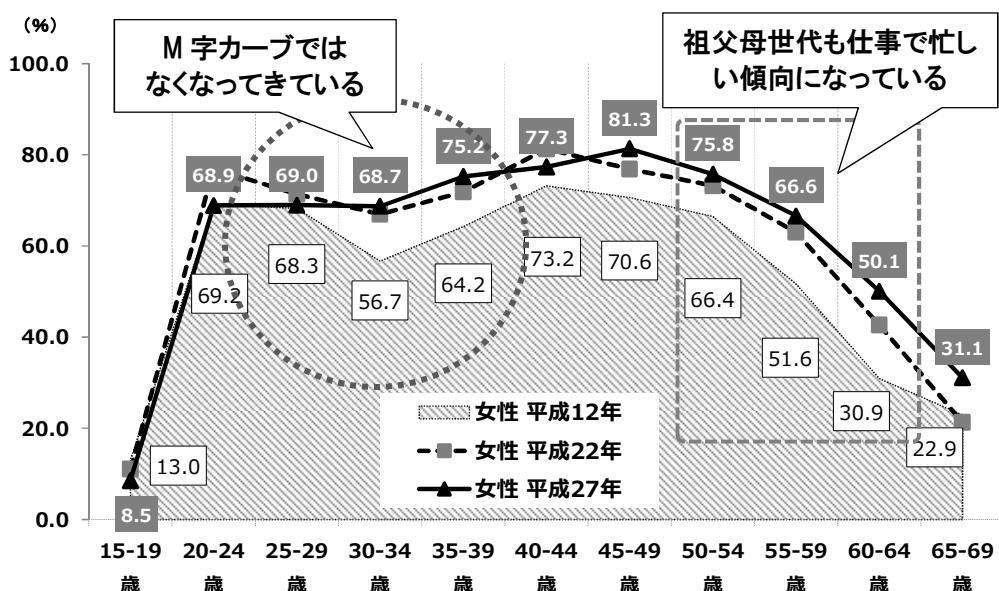


3 就労の状況（資料：国勢調査）

芦別市における25歳～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では69.0%、30～34歳では68.7%、35～39歳では75.2%であり、平成12年と平成27年を比較すると30歳以上の全ての世代で、上昇傾向がみられます。

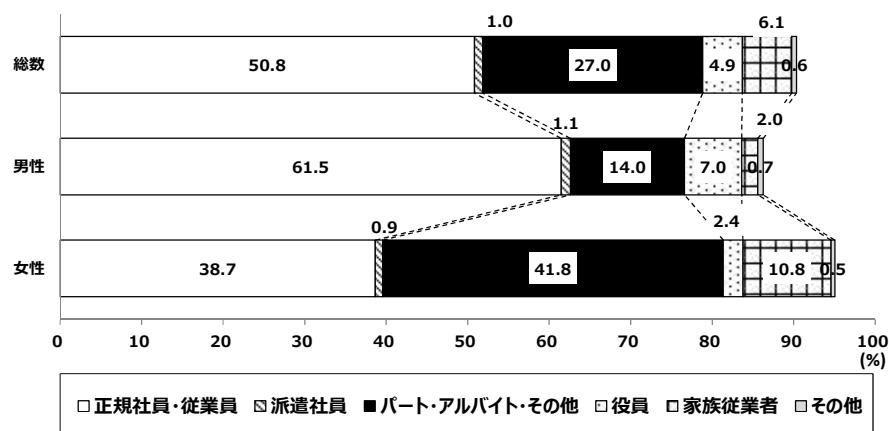
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では75.8%、55～59歳では66.6%、60～64歳では50.1%であり、これらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形となってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

■芦別市の女性の年齢別就業率



- 就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が6割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年国勢調査）



4 子ども数の推計について

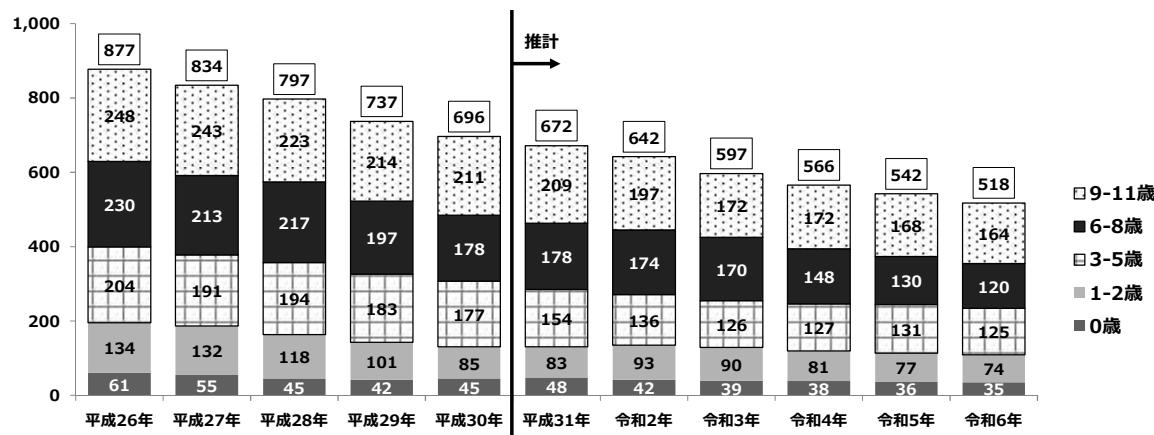
令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、出生率は過去4区間の幾何平均で推計をし、計算しています。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

	実績(毎年10月1日)					推計(毎年4月1日)						伸び率(H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	61	55	45	42	45	48	42	39	38	36	35	-22.2%
1歳	69	62	56	46	38	45	48	42	39	38	36	-5.3%
2歳	65	70	62	55	47	38	45	48	42	39	38	-19.1%
3歳	53	64	73	55	54	46	37	44	47	41	38	-29.6%
4歳	75	56	62	69	55	54	46	37	44	47	41	-25.5%
5歳	76	71	59	59	68	54	53	45	36	43	46	-32.4%
6歳	73	76	70	55	56	66	53	52	44	35	42	-25.0%
7歳	66	71	79	66	57	56	66	53	52	44	35	-38.6%
8歳	91	66	68	76	65	56	55	65	52	51	43	-33.8%
9歳	73	87	66	65	79	64	55	54	64	51	50	-36.7%
10歳	86	72	87	65	67	79	64	55	54	64	51	-23.9%
11歳	89	84	70	84	65	66	78	63	54	53	63	-3.1%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率(H30-R6)
0歳	61	55	45	42	45	48	42	39	38	36	35	-16.7%
1-2歳	134	132	118	101	85	83	93	90	81	77	74	-26.7%
3-5歳	204	191	194	183	177	154	136	126	127	131	125	-31.7%
小計	399	378	357	326	307	285	271	255	246	244	234	-28.2%
6-8歳	230	213	217	197	178	178	174	170	148	130	120	-39.1%
9-11歳	248	243	223	214	211	209	197	172	172	168	164	-23.4%
合計	877	834	797	737	696	672	642	597	566	542	518	-29.7%

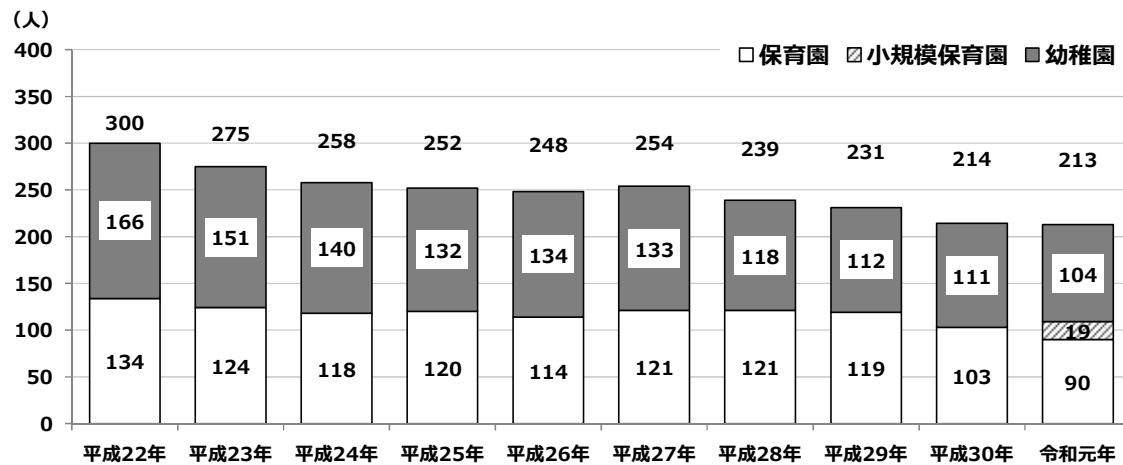


第2節 教育・保育施設の状況

1 利用児童数の推移

- 幼稚園利用児童数は、平成22年から令和元年の間で166人から104人に減少しています。一方、保育園利用児童数は、平成22年から令和元年の間で、134人から109人と減少しています。
- 全体では、平成27年に若干増加しましたが減少傾向です。

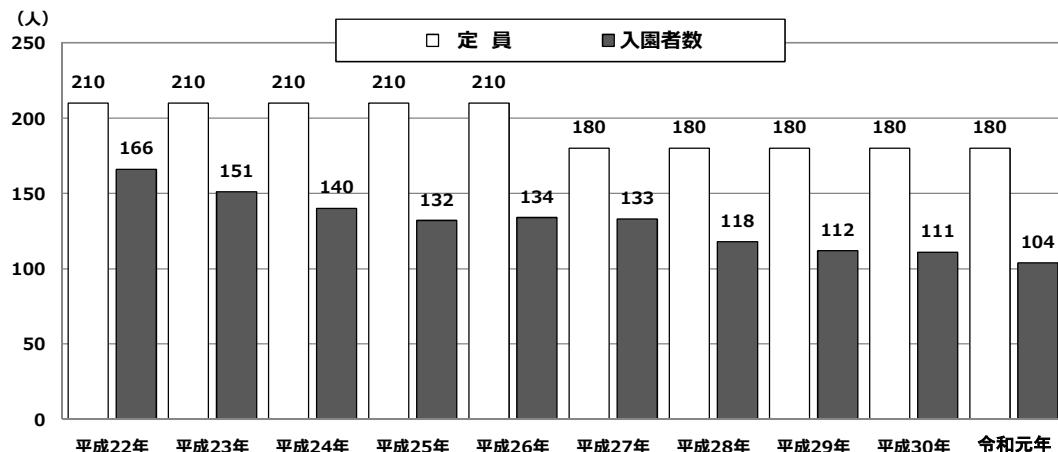
■幼稚園及び保育園の利用児童数の推移



2 幼稚園の利用状況

- 入園者数は、平成22年から平成25年まで減少し、平成26～27年に若干増加し、その後減少傾向となっています。
- 認可定員数は平成27年以降180人で変化はありません。
なお、実際の利用定員は120人となっています。
- 令和元年の入園者数は、利用定員と比較すると9割弱となっています。

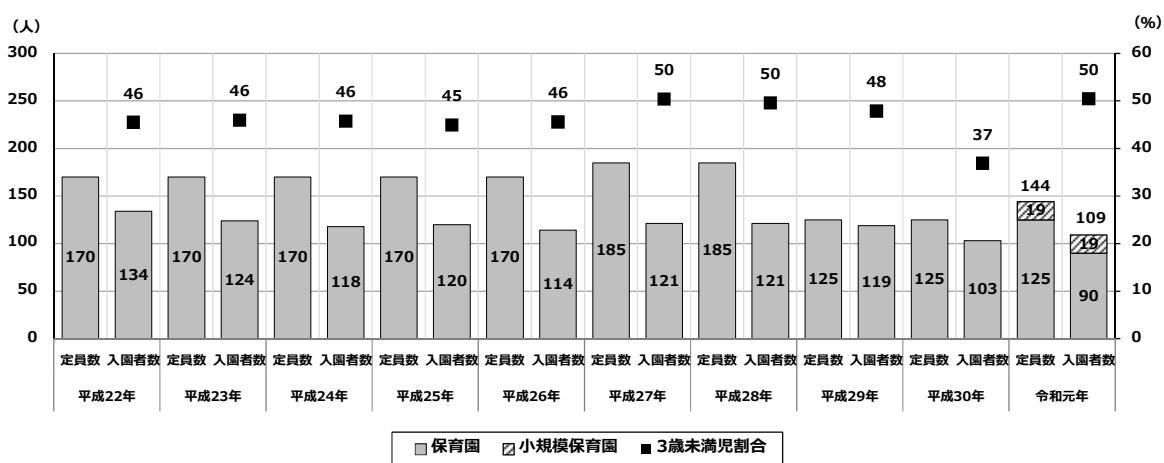
■幼稚園の定員数、入園者数の推移



3 保育園の利用状況

- 入園者数は、平成 22 年から令和元年までの 9 年間で、多少の増減を繰り返している状況です。
- 3 歳未満児の利用割合は平成 25 年まで横ばいとなっており、平成 27~平成 28 年は 50% となり、平成 30 年は 37%、令和元年は 50% となっています。
- 定員数は、平成 22 年から平成 26 年まで変化はありません。平成 27 年に若干増加しましたが、平成 29 年に減少。令和元年に再び増加し 144 人となっています。定員に対する入園者数は、令和元年で 7 割五分となっています。

■保育園の定員数、入園者数、3 歳未満児利用の割合の推移



4 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

- 事業所内保育
企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設で、芦別市では、平成 26 年 4 月 1 日から市立芦別病院院内保育所「きらら」が開設し、市立芦別病院と中野記念病院と共同で運営されています。
【施設数】 1 箇所（うち、院内保育施設 1 箇所）
【児童定員】 15 人
- ベビーホテル
①夜 8 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設のことをいいます。
芦別市には、認可外保育施設のうちベビーホテルに該当する施設はありません。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業計画の法定10事業の実施状況について

1 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

芦別市では、時間外保育事業は実施しておりません。ただし、延長保育事業（短時間認定利用者）は、小規模保育園リリーで実施しています。

【休日保育の実施状況】

芦別市では、休日保育は実施しておりません。

2 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

芦別小学校及び上芦別小学校内に開設し、保護者が労働等により届け出家庭にいない児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊び・学習指導・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】

平成30年度実績、平成30年5月1日現在

実施校区	2校区
実施箇所	2箇所（芦別小学校内ひばり児童会1箇所、上芦別小学校内すみれ児童会1箇所）
登録児童数	○ひばり児童会88人 ○すみれ児童会30人 合計 118人

3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

○ ショートステイ

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

芦別市では、ショートステイは実施しておりません。

○ トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

芦別市では、トワイライトステイは実施しておりません。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

【実施状況】

平成30年度実績

訪問家庭数	54人
訪問率	100%

5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】

平成30年度実績

要保護児童対策地域協議会 ケース検討会議 9回

芦別市では、養育支援訪問事業は実施しておりません。

6 地域子育て支援拠点事業

子どもセンターつばさ内の子育て支援センターを拠点に、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

【実施状況】

地域子育て支援センター、平成 30 年度実績

遊びの広場	1,941 人
広場開放	829 人
ピヨピヨひろば	216 人
子育てサロン	390 人
サークル活動	1,080 人

芦別みどり幼稚園では 2 歳児の子どもを対象とした「ちびっこランド」を開設し、遊びや製作などの親子交流事業を実施しています。

【実施状況】

ちびっこランド、平成 30 年度実績 延べ 108 人

7 一時預かり事業

○ 一般型

保護者の就労や求職活動、病気やけがなどの事由により、週 3 日または 1 月に 14 日以内、ただし緊急預かりの場合は 1 月以内でつばさ保育園に預けることができます。

また、芦別みどり幼稚園では、2 歳児の子どもを対象に、土曜日や長期休業の期間中、雇用家庭において保育を受けることが一時的に困難な場合、病気やけがなどの事由により預けることができます。

【実施状況】

平成 30 年度実績 延べ 206 人



○ 幼稚園型

芦別みどり幼稚園では、保護者の就労等の理由により、通常の教育時間の前後や長期休業の期間中において、幼稚園在園児等を対象とした一時預かり事業を実施しています。

【実施状況】

平成 30 年度実績 延べ 9,313 人

8 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。



【実施状況】

芦別市では、病児保育事業（病後児保育）は実施しておりません。

9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

【実施状況】

芦別市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は実施しておりません。

10 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、妊婦一般健康診査（超音波検査含む）14回分を公費負担しています。

【実施状況】

平成30年度実績

受診者数（実）	86人
受診者数（延）	665人



第4節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）

① 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者のおかれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

② 調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	249 票	187 票	75.1%
小学生児童のいる世帯	295 票	227 票	76.9%

③ 調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。
- また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

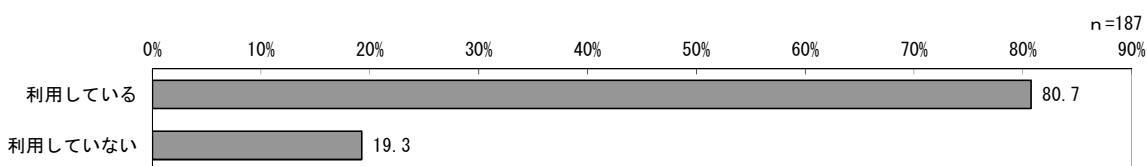
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前の保護者

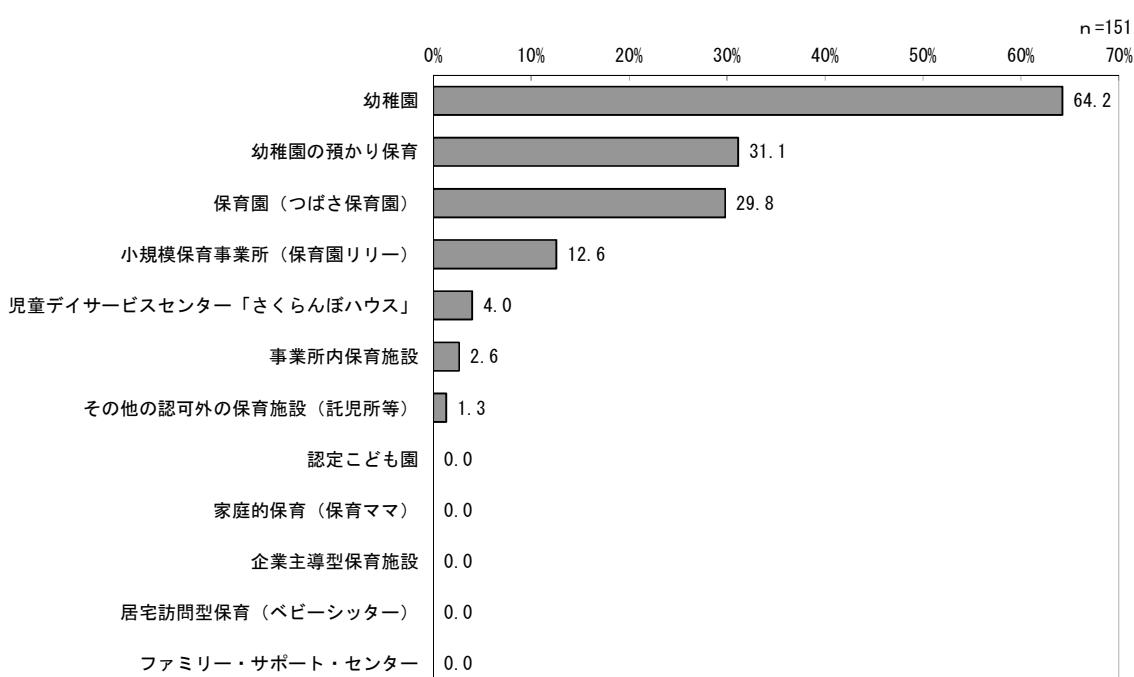
問 14 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」80.7%、「利用していない」19.3%となっています。



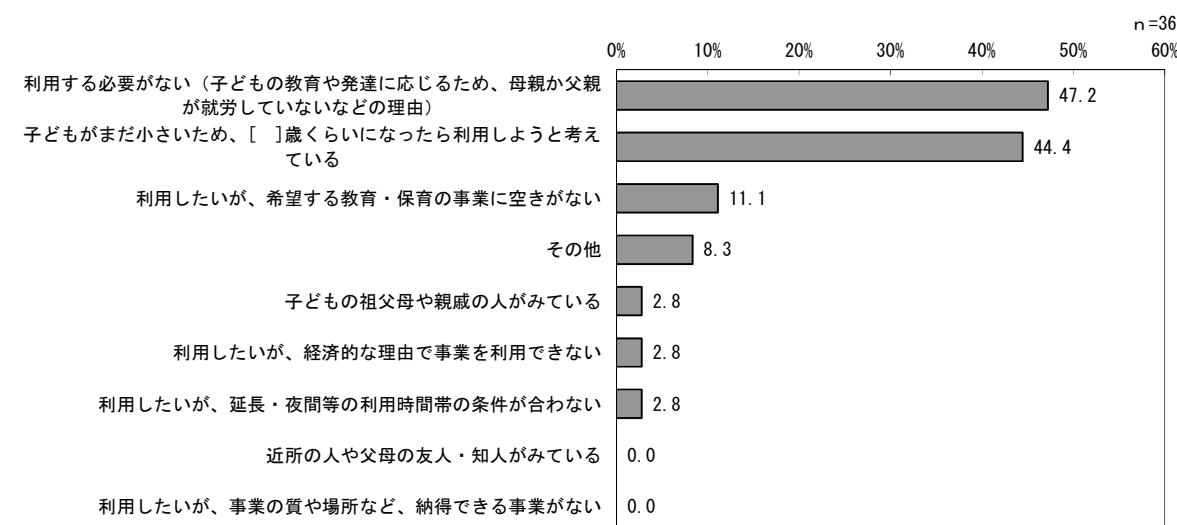
問 14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「幼稚園」64.2%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」31.1%、「保育園（つばさ保育園）」29.8%、「小規模保育事業所（保育園リリー）」12.6%、「児童デイサービスセンター「さくらんぼハウス」」4.0%と続いています。



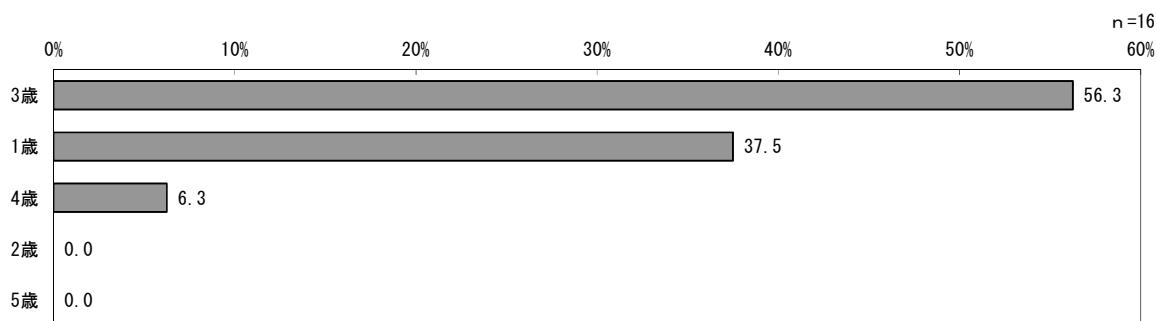
問 14-3 利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」47.2%で最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」44.4%、「利用したいが、希望する教育・保育の事業に空きがない」11.1%、「その他」8.3%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」、「利用したいが、延長・夜間等の利用時間帯の条件が合わない」2.8%と続いています。



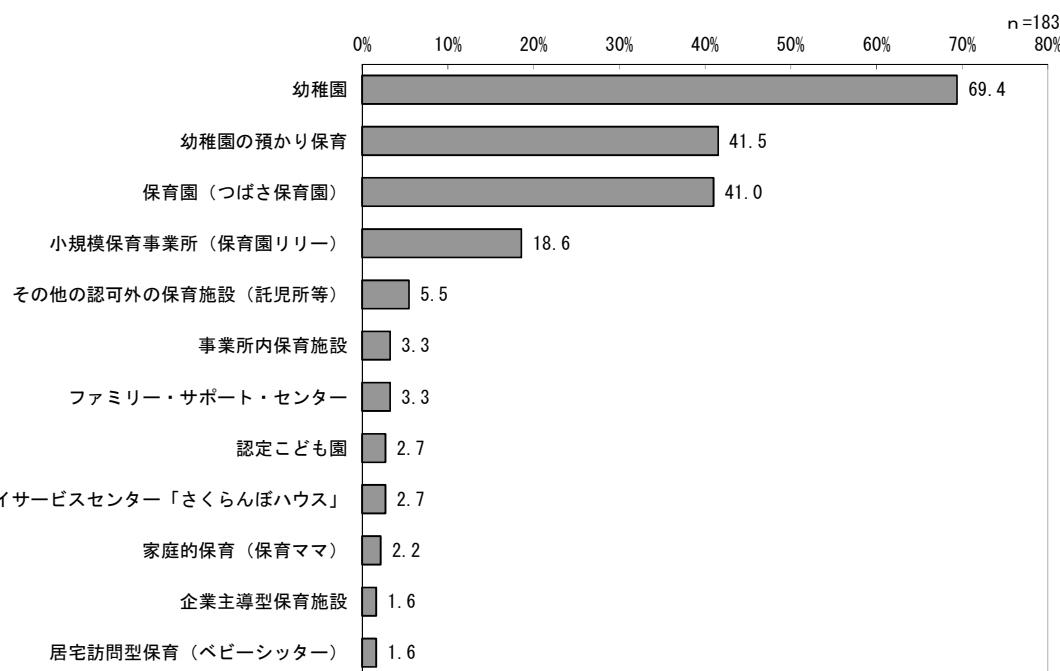
問 14-3 []歳くらいになったら利用しようと考えている／8. 子どもの年齢

「3歳」56.3%で最も多く、次いで「1歳」37.5%、「4歳」6.3%と続いています。



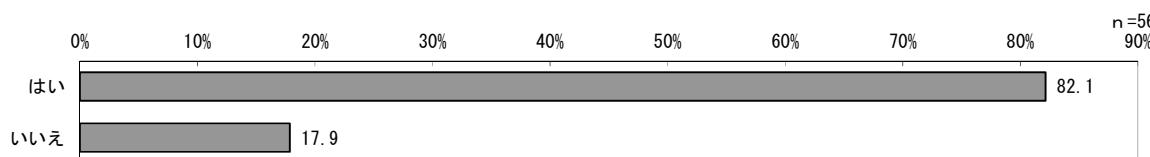
問15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業をお答えください

「幼稚園」69.4%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」41.5%、「保育園（つばさ保育園）」41.0%、「小規模保育事業所（保育園リリー）」18.6%、「その他の認可外の保育施設（託児所等）」5.5%と続いています。



問15-1 幼稚園や幼稚園の預かり保育を利用していてその中でも、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか

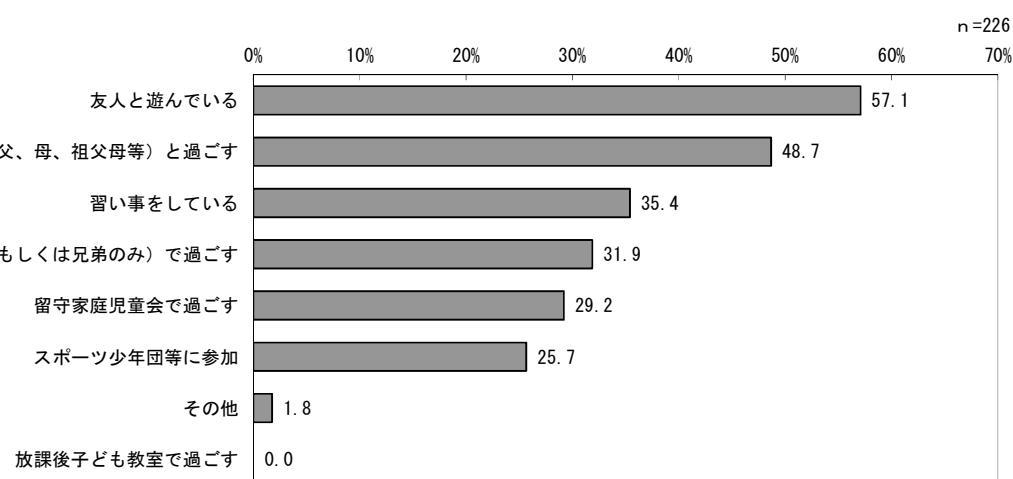
「はい」82.1%、「いいえ」17.9%となっています。



●小学生の保護者

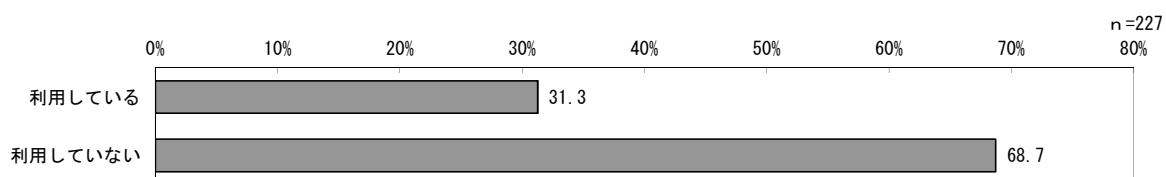
問15 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「友人と遊んでいる」57.1%で最も多く、次いで「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」48.7%、「習い事をしている」35.4%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」31.9%、「留守家庭児童会で過ごす」29.2%と続いています。



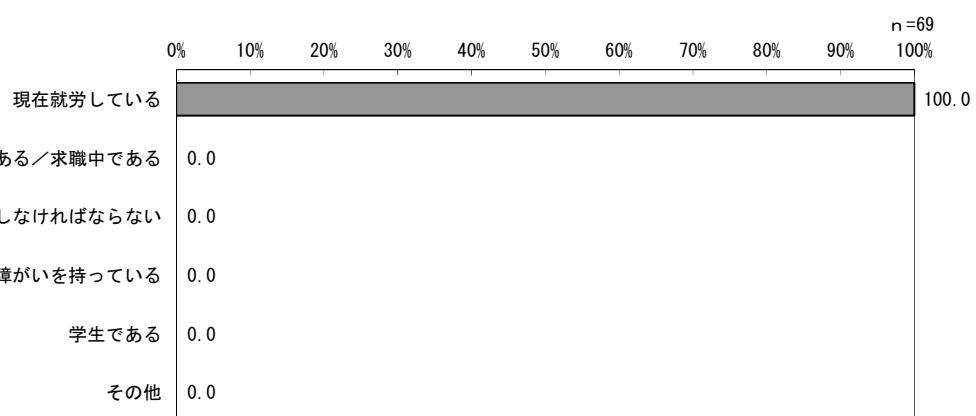
問16 現在、留守家庭児童会を利用していますか

「利用していない」68.7%、「利用している」31.3%となっています。



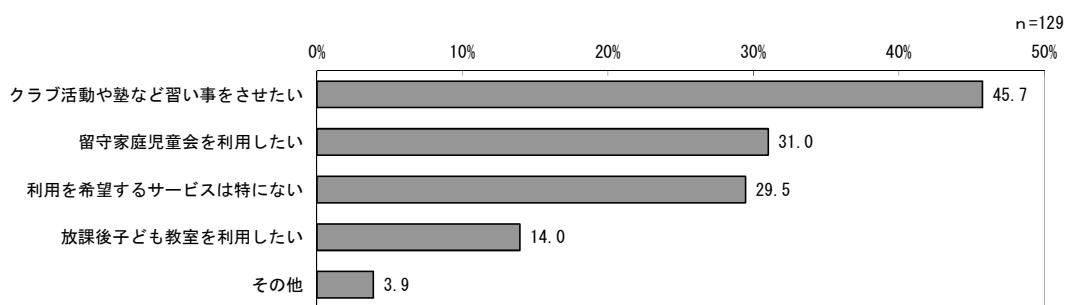
問16-1 (2) 留守家庭児童会を利用している主な理由

「現在就労している」100.0%となっています。



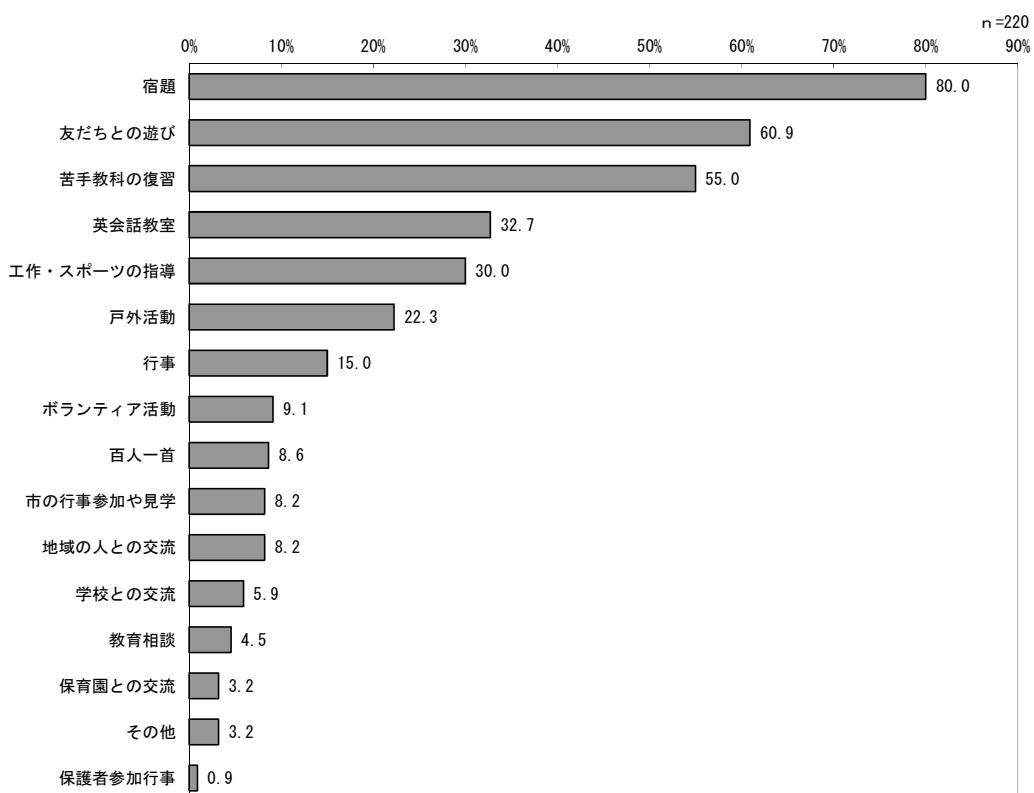
問17 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」45.7%で最も多く、次いで「留守家庭児童会を利用したい」31.0%、「利用を希望するサービスは特にない」29.5%、「放課後子ども教室を利用したい」14.0%、「その他」3.9%と続いています。



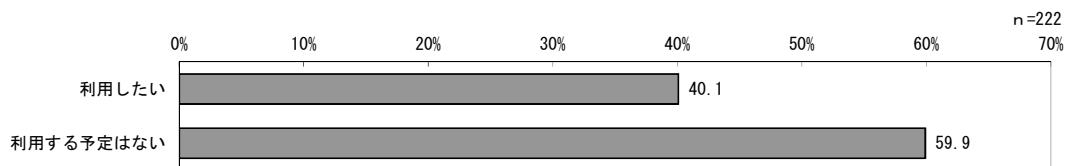
問19 留守家庭児童会の充実には何を希望しますか

「宿題」80.0%で最も多く、次いで「友だちとの遊び」60.9%、「苦手教科の復習」55.0%、「英会話教室」32.7%、「工作・スポーツの指導」30.0%と続いています。



問20 放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」59.9%、「利用したい」40.1%となっています。



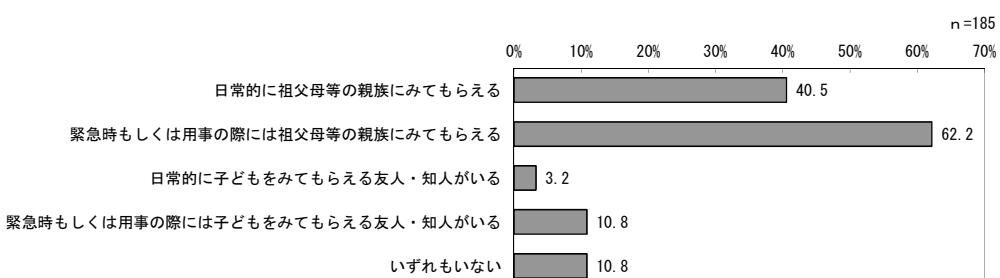
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前の保護者

問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」62.2%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」40.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」、「いずれもいない」10.8%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」3.2%と続いています。



問7「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問8「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約3.4%の方が孤立している可能性が推察されます。

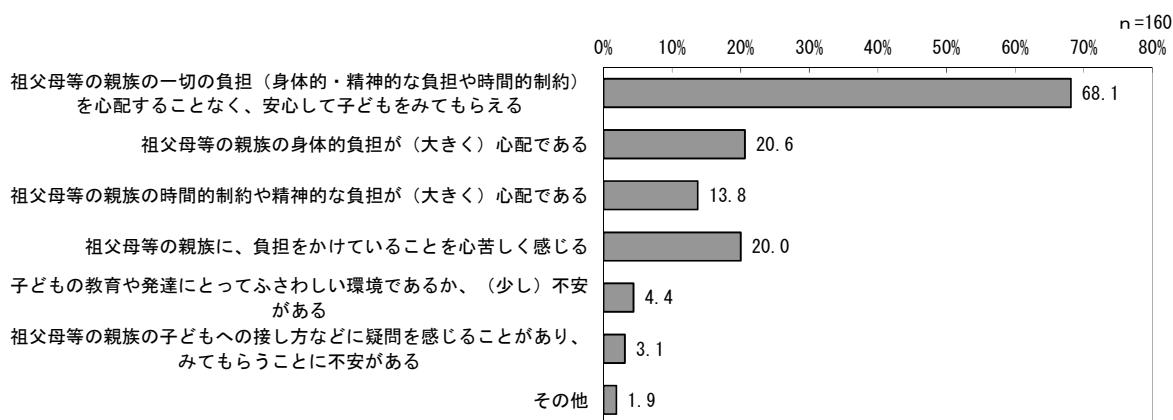
		合計	問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	全 体	174 100.0%	165 94.8%	9 5.2%
	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	70 100.0%	70 100.0%	0 0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	105 100.0%	103 98.1%	2 1.9%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	6 100.0%	6 100.0%	0 0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	19 100.0%	19 100.0%	0 0.0%
	いずれもいない	20 100.0%	14 70.0%	6 30.0%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると想えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対1つ1つと考えられます。

その他に、問11回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問11-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしかないと推察されます。

問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

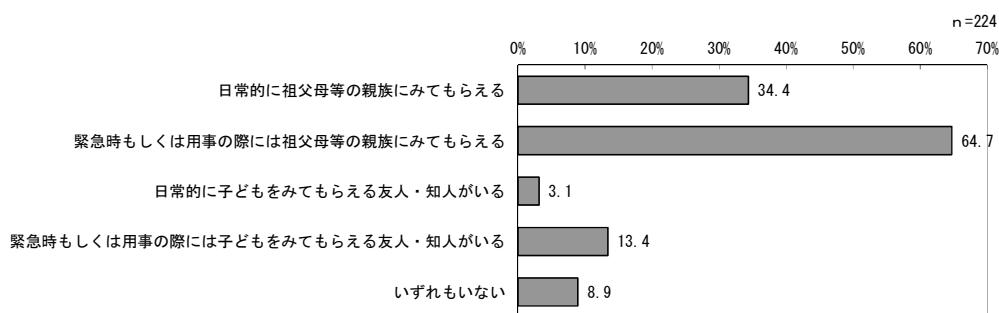
「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」68.1%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」20.6%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」20.0%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」13.8%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」4.4%と続いています。



●小学生の保護者

問 12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」64.7%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」34.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」13.4%、「いずれもいない」8.9%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」3.1%と続いています。



問 12「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 13「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約2.4%の方が孤立している可能性が推察されます。

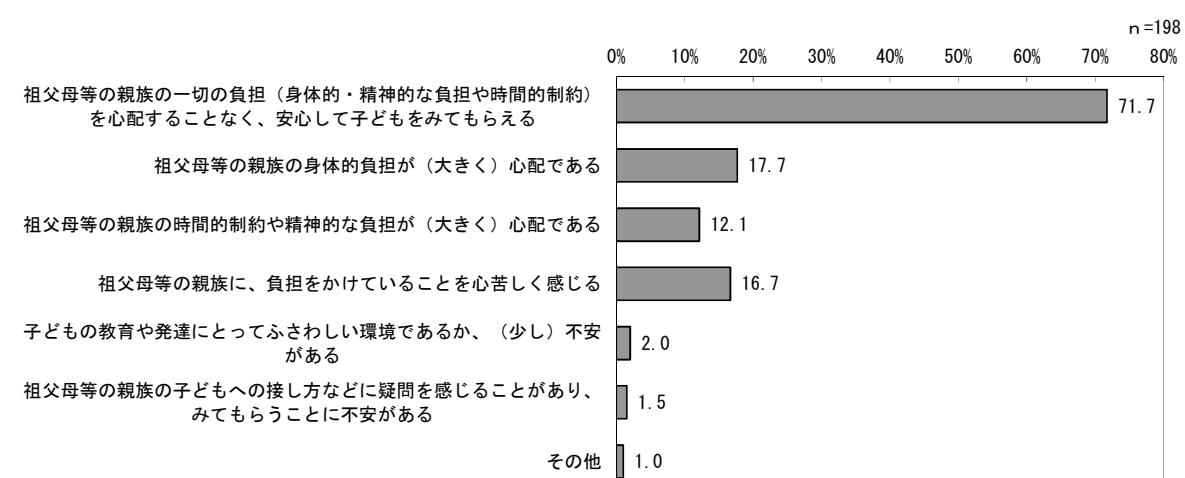
		合計	問13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
全体		210 100.0%	195 92.9%	15 7.1%
問12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	64 100.0%	61 95.3%	3 4.7%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	139 100.0%	132 95.0%	7 5.0%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	7 100.0%	7 100.0%	0 0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%
	いずれもいない	19 100.0%	14 73.7%	5 26.3%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対1つ1つと考えられます。

その他に、問12の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問12-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもありますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、よりみえにくく孤立状況が潜んでいるかもしれませんと推察されます。

問12-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」71.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」17.7%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」16.7%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」12.1%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」2.0%と続いています。



テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前保護者アンケートでは、子育てしやすいとは感じない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した人が、子育てしやすいと感じる（5段階評価で4～5に当たる）と回答した人より多くなっています。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすいと感じる（5段階評価で4～5に当たる）と回答した人の割合は9ポイントほど減少しています。また、中間に当たる回答者（5段階評価で3に当たる）が前回調査より6ポイントほど増えています。

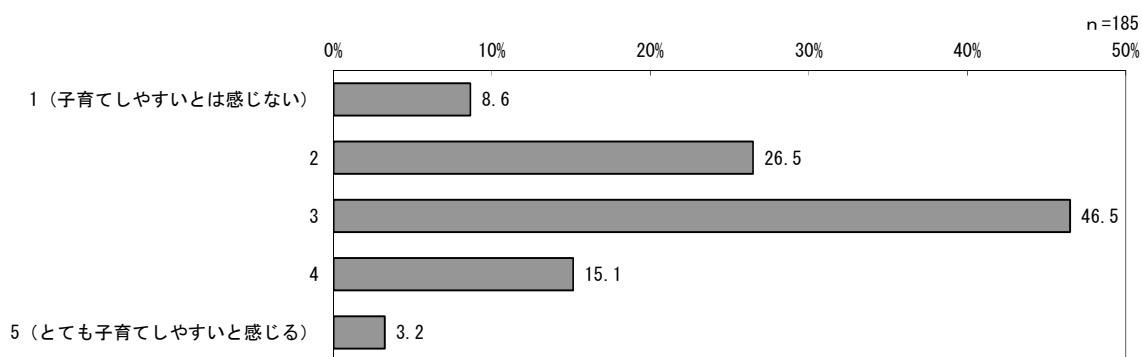
Q：あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。（就学前）



就学前の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」18.3%（「とても子育てしやすいと感じる」3.2%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」15.1%）、「子育てしやすいとは感じない」35.1%（「あまり子育てしやすいとは感じない」26.5%+「子育てしやすいとは感じない」8.6%）となっています。

問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

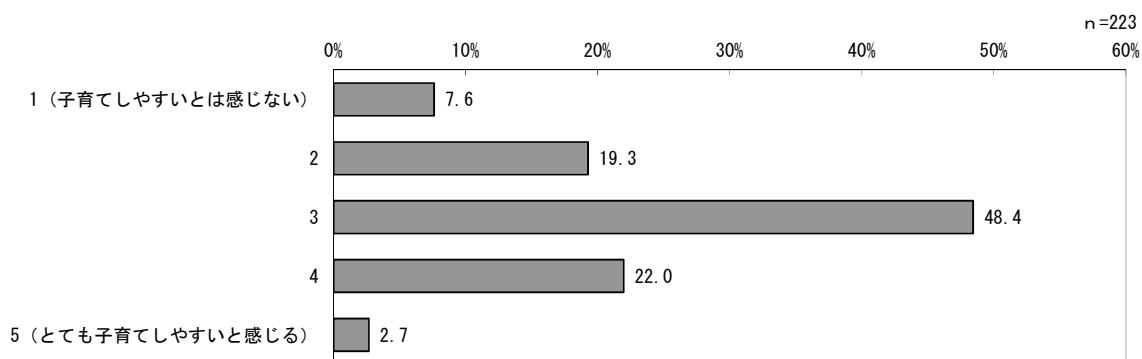
「3」46.5%で最も多く、次いで「2」26.5%、「4」15.1%、「1（子育てしやすいとは感じない）」8.6%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」3.2%と続いています。



一方、小学生保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと思う」24.7%（「とても子育てしやすいと感じる」2.7%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」22.0%）、「子育てしやすいとは感じない」26.9%（「あまり子育てしやすいとは感じない」19.3%+「子育てしやすいとは感じない」7.6%）となっています。

問30 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」48.4%で最も多く、次いで「4」22.0%、「2」19.3%、「1（子育てしやすいとは感じない）」7.6%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」2.7%と続いています。



今後の取組検討課題については、就学前の保護者アンケートの問37「お住まいの地区的子育て環境」と問40「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいと感じない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した方は、一時預かりなどの保育サービスを充実させてほしいと希望する傾向が高くなっています。

●就学前の保護者 ニーズ調査より

		問40 本市の子育て支援について希望することはありますか													
		合計	子育て支援センターのよう、親子が安心して集まるれる身近な場所を増やしてほしい	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	保育園等を増やしてほしい	保育園等の利用にかかる費用を軽減してほしい	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい	発達支援センター、こどもの教室内などのサポートを充実してほしい	誰もが安心して医療機関にかかる子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をしてほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会をつくってほしい	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	その他
問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか	全体会	182	22.0%	9.3%	69.2%	7.7%	26.9%	17.0%	6.6%	46.2%	7.1%	18.1%	6.6%	12.1%	9.3%
1 (子育てしやすいとは感じない)	16	25.0%	0.0%	81.3%	12.5%	25.0%	31.3%	0.0%	43.8%	12.5%	18.8%	18.8%	6.3%	0.0%	
2	48	25.0%	10.4%	70.8%	8.3%	29.2%	22.9%	6.3%	50.0%	4.2%	18.8%	6.3%	14.6%	10.4%	
3	84	19.0%	7.1%	65.5%	8.3%	27.4%	10.7%	8.3%	47.6%	7.1%	20.2%	6.0%	10.7%	11.9%	
4	28	21.4%	14.3%	71.4%	3.6%	21.4%	21.4%	7.1%	42.9%	10.7%	14.3%	0.0%	14.3%	3.6%	
5 (とても子育てしやすいと感じる)	5	20.0%	40.0%	80.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	

一方、小学生保護者アンケートの問30「お住まいの地区的子育て環境」と問33「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいと感じない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した方は、一時預かりなどの保育サービスを充実させてほしいと、自治体による事業者への職場環境の改善を働きかけを希望する傾向が高い傾向となっています。

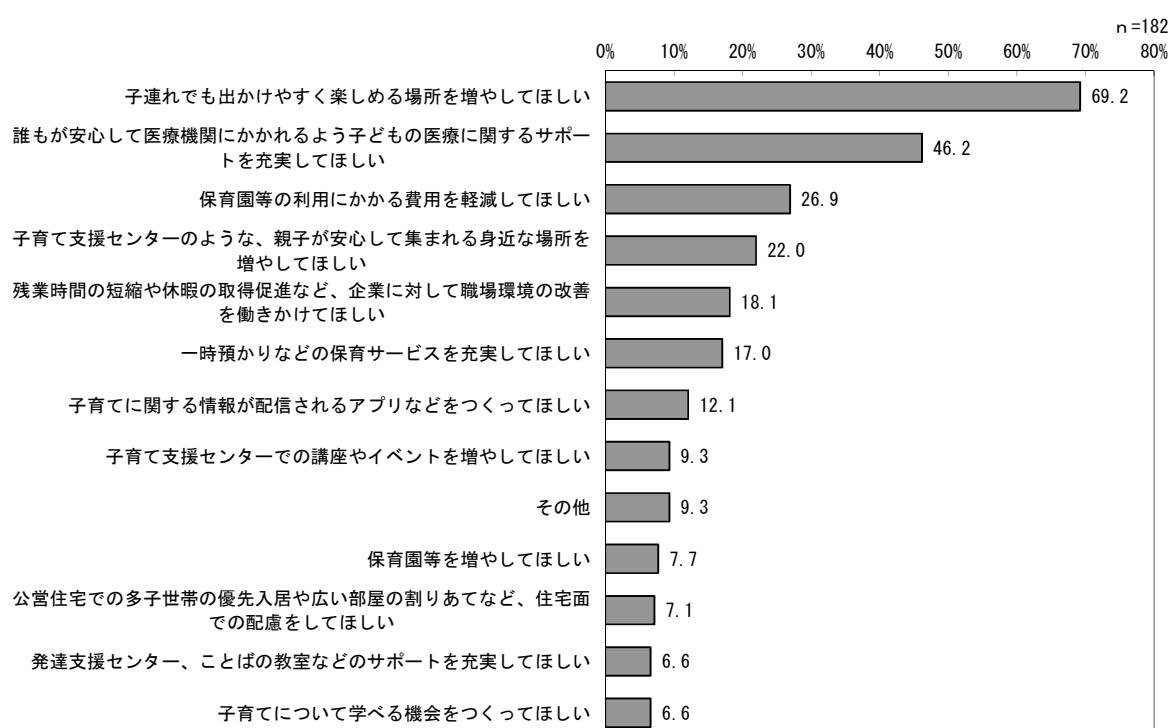
●小学生の保護者 ニーズ調査より

		問33 本市の子育て支援について希望することはありますか													
		合計	子育て支援センターのよう、親子が安心して集まるれる身近な場所を増やしてほしい	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	保育園等を増やしてほしい（はしいと感じていた）	保育園等の利用にかかる費用を軽減してほしい（はしいと感じていた）	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい（はしいと感じていた）	発達支援センター、こどもの教室内などのサポートを充実してほしい（はしいと感じていた）	誰もが安心して医療機関にかかる子どもの医療に関するサポートを充実してほしい（はしいと感じていた）	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をしてほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会をつくってほしい	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	その他
問30 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか	全体会	210	14.8%	5.7%	51.9%	2.9%	21.9%	15.2%	8.1%	51.0%	10.5%	22.4%	4.8%	8.1%	5.2%
1 (子育てしやすいとは感じない)	17	29.4%	0.0%	64.7%	0.0%	11.8%	29.4%	5.9%	41.2%	11.8%	47.1%	0.0%	11.8%	0.0%	
2	42	19.0%	7.1%	45.2%	2.4%	16.7%	26.2%	4.8%	57.1%	7.1%	21.4%	2.4%	9.5%	7.1%	
3	96	9.4%	5.2%	53.1%	2.1%	25.0%	10.4%	9.4%	50.0%	11.5%	21.9%	3.1%	6.3%	5.2%	
4	46	15.2%	6.5%	54.3%	2.2%	21.7%	6.5%	6.5%	54.3%	8.7%	17.4%	10.9%	10.9%	4.3%	
5 (とても子育てしやすいと感じる)	5	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

●就学前の保護者

問40 本市の子育て支援について希望することはありますか

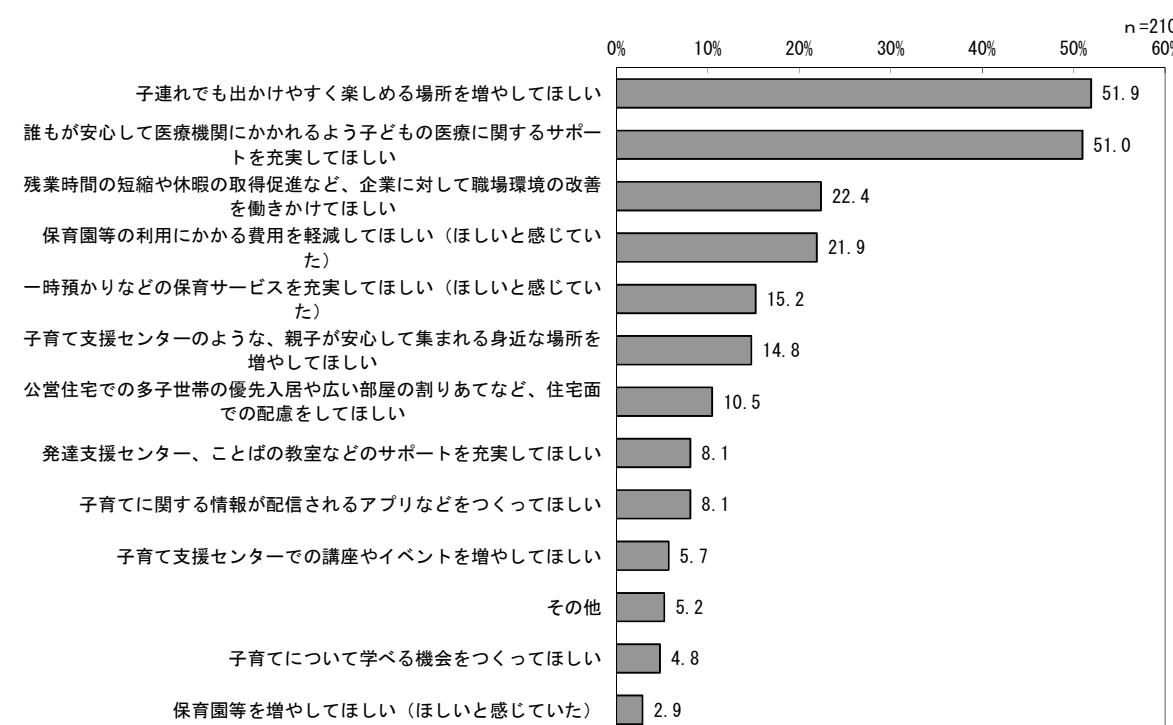
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」69.2%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」46.2%、「保育園等の利用にかかる費用を軽減してほしい」26.9%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」22.0%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」18.1%と続いています。



●小学生の保護者

問33 本市の子育て支援について希望することありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」51.9%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」51.0%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」22.4%、「保育園等の利用にかかる費用を軽減してほしい（ほしいと感じていた）」21.9%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい（ほしいと感じていた）」15.2%と続いています。

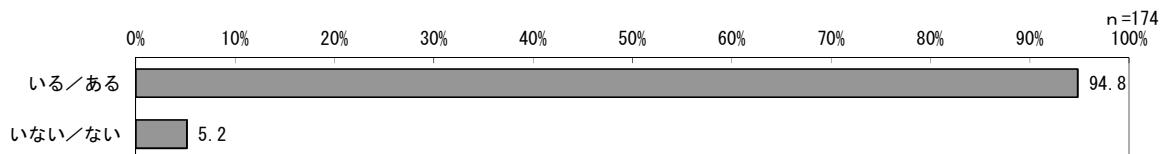


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前の保護者

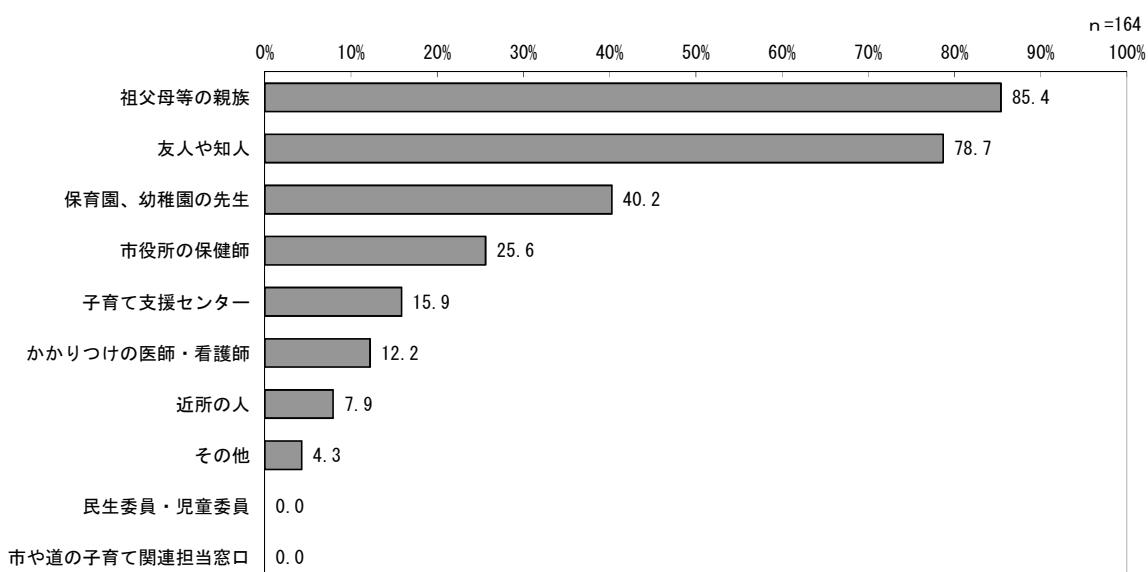
問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」94.8%、「いない／ない」5.2%となっています。



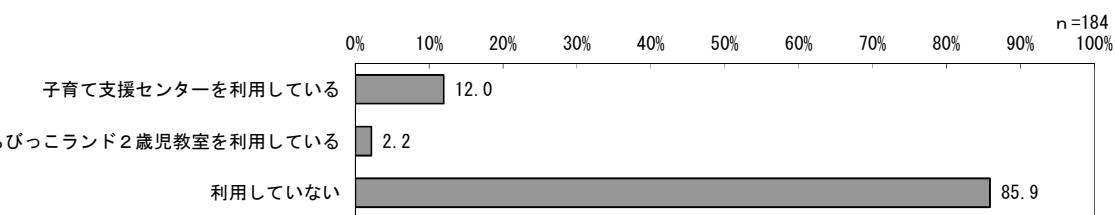
問12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「祖父母等の親族」85.4%で最も多く、次いで「友人や知人」78.7%、「保育園、幼稚園の先生」40.2%、「市役所の保健師」25.6%、「子育て支援センター」15.9%と続いています。



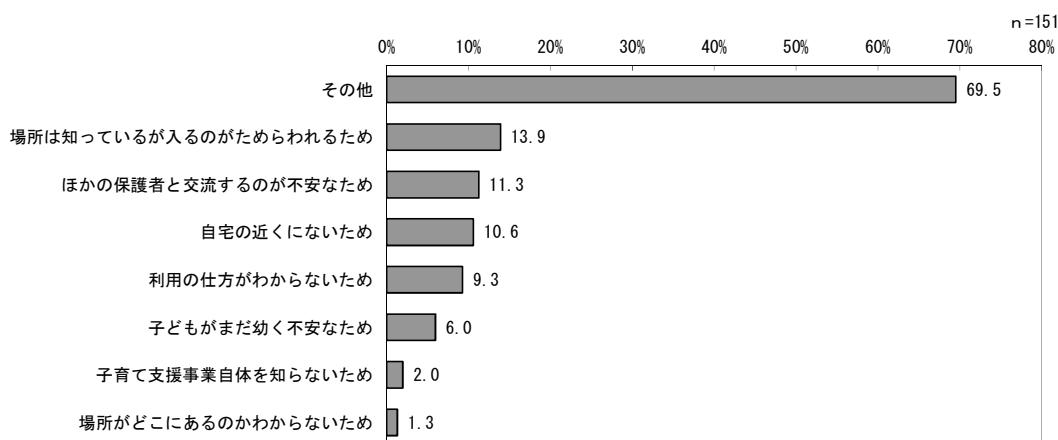
問 16 お子さんは、現在、芦別市子どもセンターつばさ内の子育て支援センター、または、芦別みどり幼稚園ちびっこランド2歳児教室を利用していますか

「利用していない」85.9%で最も多く、次いで「子育て支援センターを利用している」12.0%、「ちびっこランド2歳児教室を利用している」2.2%と続いています。



問 16-1 利用していない理由は主に何ですか

「その他」69.5%で最も多く、次いで「場所は知っているが入るのがためらわれるため」13.9%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」11.3%、「自宅の近くにないため」10.6%、「利用の仕方がわからないため」9.3%と続いています。

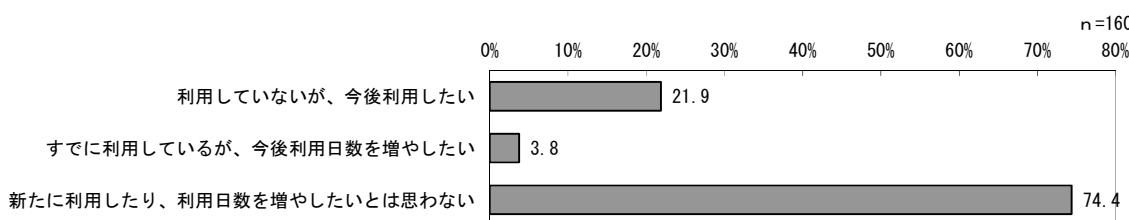


■他の他の主な回答

幼稚園、保育園に通っているから。仕事で利用できないから。

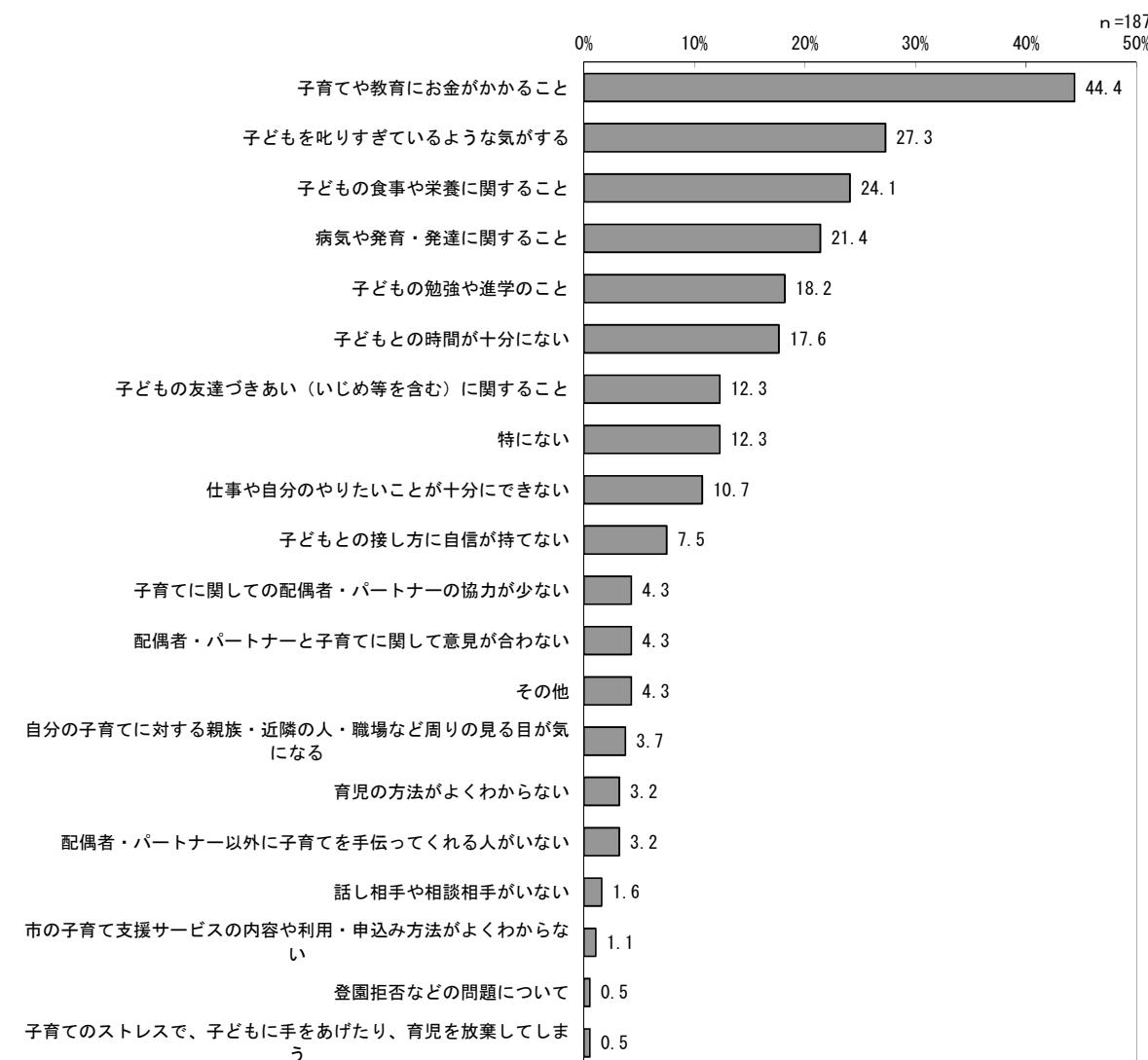
問 17 子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」74.4%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」21.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」3.8%と続いています。



問34 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

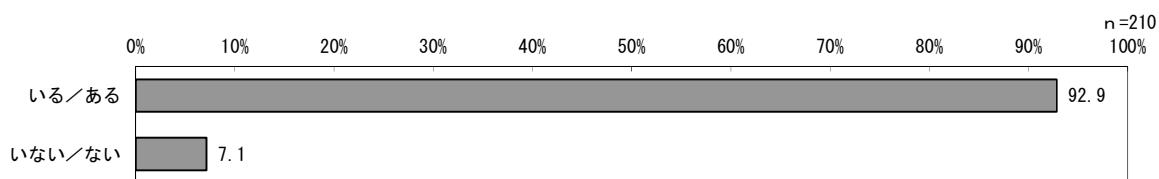
「子育てや教育にお金がかかること」44.4%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」27.3%、「子どもの食事や栄養に関するここと」24.1%、「病気や発育・発達に関するここと」21.4%、「子どもの勉強や進学のこと」18.2%と続いています。



●小学生の保護者

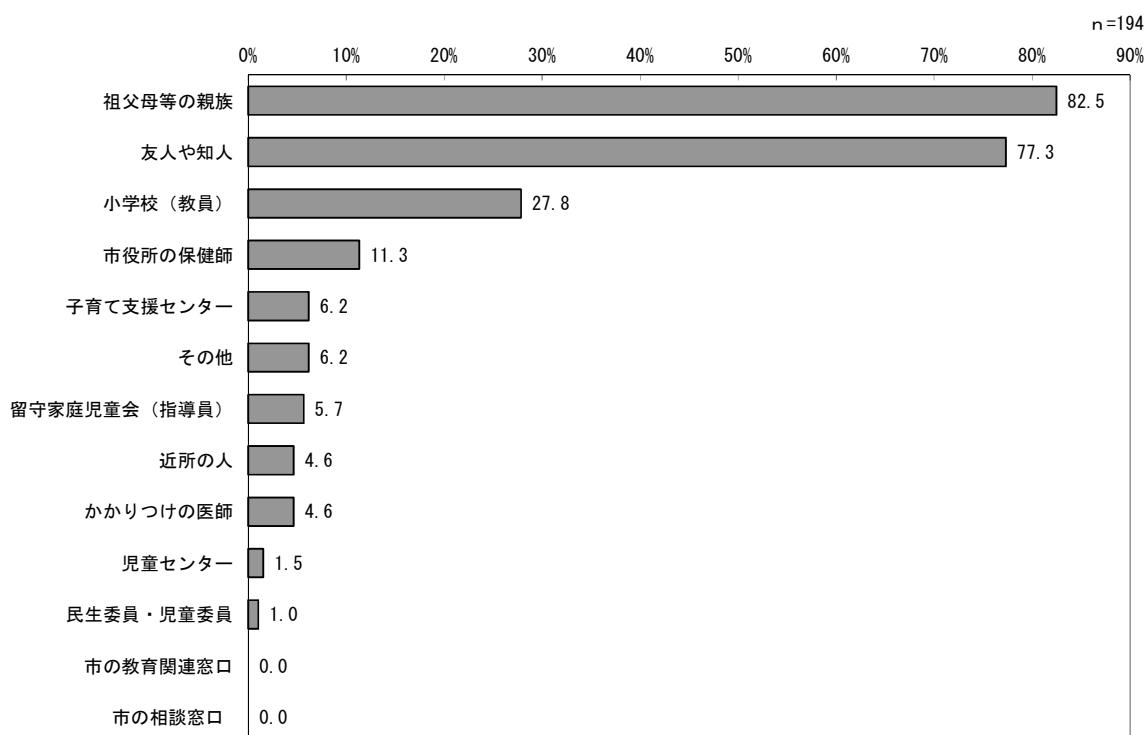
問 13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」92.9%、「いない／ない」7.1%となっています。



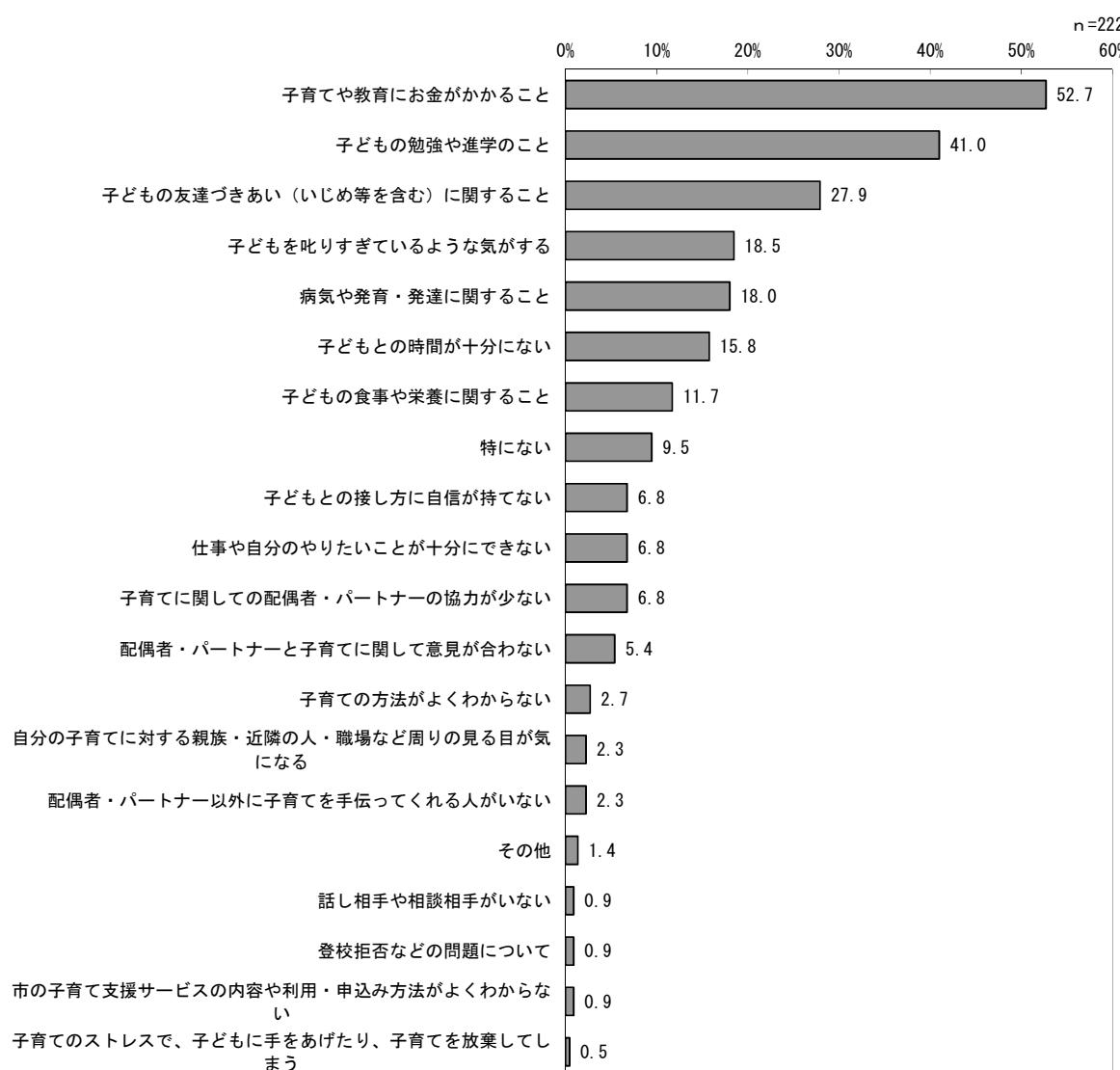
問 13-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「祖父母等の親族」82.5%で最も多く、次いで「友人や知人」77.3%、「小学校（教員）」27.8%、「市役所の保健師」11.3%、「子育て支援センター」、「その他」6.2%と続いています。



問27 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」52.7%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」41.0%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関するここと」27.9%、「子どもを叱りすぎているような気がする」18.5%、「病気や発育・発達に関するここと」18.0%と続いています。



第5節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすいと感じる（5段階評4で5～5に当たる）と回答した人の割合が減少しています。現況は維持しつつ、就学前の保護者であれば、一時預かりなどの保育サービスを充実希望に対応していくことが課題です。一方で、小学生の保護者では一時預かりなどの保育サービスの充実と自治体による事業者への職場環境の改善への働きかけの希望があるので、保育サービスの充実と自治体による事業者への職場環境の改善への働きかけを継続することが課題です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「子どもの食事や栄養に関するここと」、「病気や発育・発達に関するここと」、「親に対する子育て方法のアドバイス」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

その他、アンケート結果からみた、第一期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約2割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、子育て事業の周知方法などの整備を継続することが必要です。

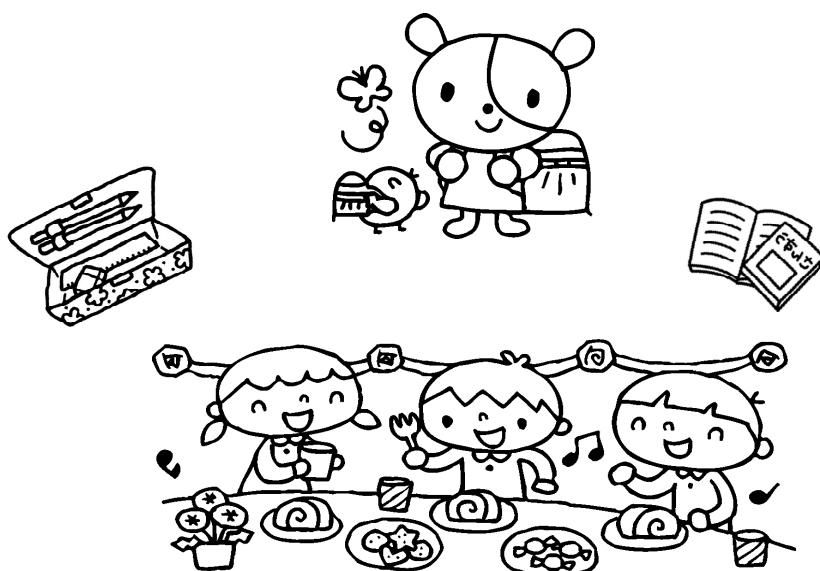
●子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくりに向けた課題

- 「子育てや教育に関するお金のこと」や「子育ての仕方」、「子どもの勉強や進学のこと」など気軽に相談できる窓口や体制を整えていくことが必要です。
- 気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や市の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。
- 留守家庭児童会だけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後も必要です。

●子育てを支える地域を支援するまちづくりに向けた課題

- 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。
- 今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者へ子育ての充実へ向けた取組や職場環境の改善を促す啓発活動が今後も必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。



第3章 基本的な考え方と施策の展開

第1節 目的

計画の目的

「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」

急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を本計画の目的として踏襲していきます。

第2節 基本理念

基本理念

「子どもたちが輝き、笑顔あふれるぬくもりのあるまち」

本計画においては、芦別市の子ども・子育て支援を推進するに当たり、芦別市が目指すべき基本理念として踏襲していきます。

芦別市では、次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域の子育てに対する意識が高まるような様々な支援を行うことにより、子育てを通して大きな喜びを実感できるまちづくりを目指してきました。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的意識の下に、家族、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、「子どもたちが輝き、笑顔あふれるぬくもりのあるまち」を今後も目指します。



第3節 基本的視点

芦別市では、「第1期芦別市子ども・子育て支援事業計画輝けあしべつっ子未来プラン」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが大切であります。

本計画の策定及び個別施策の実行に当たっては、以下に示す3つの基本的視点を踏襲します。

視点1

子どもの育ちを支援するまちづくり

子どもたちが健やかで心豊かに成長していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、一人ひとりの子どもに質が高くきめ細やかな教育・保育環境を提供するとともに、子どもの視点に立った取組を進めます。

視点2

子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくり

子育てについては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つという認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義が十分に理解され、子育ての喜びを実感できるよう、安心して子育てができる環境の整備を進めます。

視点3

子育てを支える地域を支援するまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすとともに、社会全体による子育て支援の仕組みづくりを進めます。

【子どもの育ちに関する理念】

① 乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

② 幼児期 3歳未満

おおむね満3歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持ちます。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになります。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

③ 幼児期 3歳以上

おおむね満3歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、ものや人との関わりにおける自己表現を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものです。

④ 学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

第4節 施策体系

子ども・子育て支援の施策体系については、以下の通りです。

基本理念	基本的視点	基本目標		基本施策
子どもたちが輝き、笑顔あふれるまちづくりの実現	子どもの育ちを支援するまちづくり	目標1 質の高い教育・保育の提供		1 幼稚園・保育園の整備 2 保育士の配置基準 3 利用者へのサービスの充実 4 一時預かり保育の充実 5 延長保育の推進 6 質の高い教育・保育サービスの充実
				1 留守家庭児童会の整備・充実 2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実 3 経済的支援の充実 4 ひとり親等の自立支援の体制づくり 5 不登校児童・生徒への支援の充実 6 児童虐待防止対策の強化
		目標3 子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり	1 福祉と教育の連携 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 3 家庭児童相談業務の充実	
	子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくり	目標4 安心して産み育てることを見守る体制づくり	1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康づくり及び育児支援体制の充実 2 多様な子育て支援サービスの充実 3 小児医療の充実 4 子どもの健康管理と事故予防 5 食育の推進	
		目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	1 一時預かりなどの家族支援の充実 2 子育てと仕事の両立支援 3 放課後児童の居場所づくり	
	子育てを支える地域を支援するまちづくり	目標6 地域における子育て支援の充実	1 子どもの健全育成の推進 2 子育て支援のネットワークづくり 3 子育て支援サポーター等人材育成の推進	
		目標7 安心・安全な子育てを支える地域づくり	1 交通安全、犯罪防止等子どもを守る安全なまちづくり 2 公園、道路等生活環境の整備 3 地域で支える児童虐待対策の強化	

第5節 子どもの育ち

1 質の高い教育・保育の提供

【現 状】

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の観点から、誰もが必要な時に安心して利用できるような教育・保育サービスの質の向上が求められています。

女性の社会進出が進む中、勤務形態の多様化等に伴い、保護者のニーズに合わせ、保育時間や延長保育の充実を図っています。

【課 題】

保育計画等に基づき、児童や保護者のニーズを正確に把握・検討し、保育サービスの計画的な提供及び待機児童が発生しないようなサービスの充実が必要です。

保育士の配置基準については、国の配置基準を上回る配置を行いながら、手厚く保育する必要があります。

また、発達段階に応じた質の高い教育・保育が必要されることから、各種研修会・講習会等に積極的に参加し、保育士等の専門性の向上と質の高い人材の安定確保を図ることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 幼稚園・保育園の整備	発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を図ります。 ○週案 ○月案 ○個別の指導計画 平成30年5月に、芦別みどり幼稚園附属保育園リリーが開設されました。	児童課
2 保育士の配置基準	国の基準では、1・2歳児童6人につき、保育士1人のところ、本市では、5人に保育士1人の配置を目指します。	児童課
3 利用者へのサービスの充実	保護者のニーズを正確に把握検討し、受け入れ児童数の計画的な拡充等で待機児童が発生しないようなサービスを行います。	児童課
4 一時預かり保育の充実	勤務形態の多様化等に伴い、保護者のニーズに合わせ、保育時間の充実を図ります。	児童課

5 延長保育の推進	<p>保護者の勤務形態に合わせ、保育時間の延長の充実</p> <p>○現在の保育時間を30分延長し、午前7時30分から午後7時までの保育を図ります。</p>	児童課
6 質の高い教育・保育サービスの充実	<p>各種研修会・講習会等に積極的に参加し、保育士等の専門性向上と質の高い人材の安定確保を図ります。</p> <p>○年間研修等計画書の作成及び実施 ○内部研修の充実</p>	児童課

2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

【現 状】

少子化で乳幼児の出生率が減少しているにもかかわらず、共働き家庭の増加によって、保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）のニーズが高まっています。

現在、芦別小学校（ひばり児童会）・上芦別小学校（すみれ児童会）の小学校区に留守家庭児童会を設置しており、地域の実情に応じて開設しています。

また、発達が気になる子や特別な支援が必要な児童に対し、健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるようにする観点から、ニーズの把握に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携により、総合的な支援体制づくりを進めるとともに、療育推進協議会などのなかで、発達が気になる子や特別な支援が必要な児童に対する意見交換の場や問題検討などを行っています。

ひとり親家庭等については、子育ての負担感が一層大きいのが現状です。子育てと仕事を両立させながら経済的自立を目指した生活支援として、母子福祉資金の貸付け、ひとり親家庭等医療費の助成等の支援を行っています。

【課 題】

発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要な児童の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりのニーズに応じた適切な療育支援の推進に努めていく必要があります。

ひとり親家庭等の自立支援について、相談体制の充実や子育て・生活支援、就労支援等の自立を支援するため、各種制度の情報提供及び児童扶養手当、医療費の助成など公的制度の支援策を適切に実施していくことが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 留守家庭児童会の充実	<p>放課後児童支援員認定資格研修を受講した支援員を配置し、土曜日や長期休み中の期間も含めて事業内容の変更など、量的にも質的にも拡充されるような事業計画を立てていきます。</p> <p>また、既に各小学校において開設していることから、児童が校外へ移動することなく、一層安全、安心な生活を保障する場所とし、発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要な児童の受入も引き続き行い、成長や発達を促し支援を図ります。</p>	
2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	<p>障がい児通所支援事業所等関係機関と連携しながら、幼稚園や保育園、小中学校間における、発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要な児童の受入れ体制の充実を図ります。</p> <p>発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要とする子どもや家族が、安心して地域で生活するためには、早期発見・早期療育が大変重要であることから、関係機関と連携し個々のニーズに応じた個別指導計画に基づく療育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業 ○放課後等デイサービス事業 ○市町村子ども発達支援事業 <p>日頃から悩んでいる保護者等に対し、外部から高度な専門知識を有する講師を招き、障がいの有無の診断、今後の療育の方法等のアドバイスを受けたり、市で実施している事業のほか、道の事業も活用し、専門職員による相談支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい児発達相談支援強化事業 ○障がい児等支援体制事業「専門支援事業」 ○道立施設等専門支援事業 	児 童 課

3 経済的支援の充実	各種制度について、広報等で周知をし、経済的支援を図ります。 ○児童手当 ○児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当	福祉課 児童課
	私立幼稚園及び小規模保育園を利用している保護者に対し、施設型給付費又は地域型保育給付費により教育又は保育に要する費用を支援します。 また、第3子以降の幼稚園児の保護者に対して副食費の助成を行います。	児童課
4 ひとり親等の自立支援の体制づくり	各種制度の周知や説明を行い、自立に向けての支援体制の推進を図ります。 ○貸付金制度 ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金等 ○医療費の助成制度	福祉課 健康推進課
5 不登校児童・生徒への支援の充実	不登校児童・生徒を減少させるため、「適応指導教室」を活用するとともに、保護者・学校と連携し、早期の学校復帰を支援します。	学務課
6 児童虐待防止対策の強化	子どもと家庭に関する様々な問題について相談に応じ、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し相談員による相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会ケース会議を開催します。	児童課

3 子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり

【現 状】

情報化社会の著しい進展とインターネット利用の低年齢化やスマートフォンなどの機器の急速な普及に伴い、SNS等の利用に起因する青少年の性的被害や暴力等に関する過激な情報の氾濫、サイトの架空請求、オンラインゲームの課金など様々な契約トラブルが報告されています。

芦別市では、子どもたちの健全な育成を害すると思われる有害な環境を浄化するため、全道一斉立入調査に合わせて有害図書類等の販売店などの立入調査を行っています。

【課題】

性、暴力等の有害情報については、子どもたちに対する悪影響が懸念される状況にあることから、学校・家庭・地域・関係団体等が連携し、有害な環境を浄化し、犯罪等の被害から子どもたちを守るために活動に努めることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 福祉と教育の連携	子どもやその保護者に、インターネットに潜む危険性について注意を喚起して警戒心を高めること、学校での教育や家庭におけるフィルタリングの導入などにより、犯罪に遭遇することを未然に防止するための啓発など、児童福祉と教育部門の一層の連携を図ります。	児童課 学務課
2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもたちの健全な育成を害する有害な環境の浄化を図ります。 ○有害図書等の立入調査 ○カラオケボックス等の立入調査	生涯学習課
3 家庭児童相談業務の充実	児童相談所や民生委員児童委員など関係機関との連携及び相談業務体制の充実を図ります。	児童課

第6節 子どもを健やかに育む家庭

1 安心して産み育てるを見守る体制づくり

【現状】

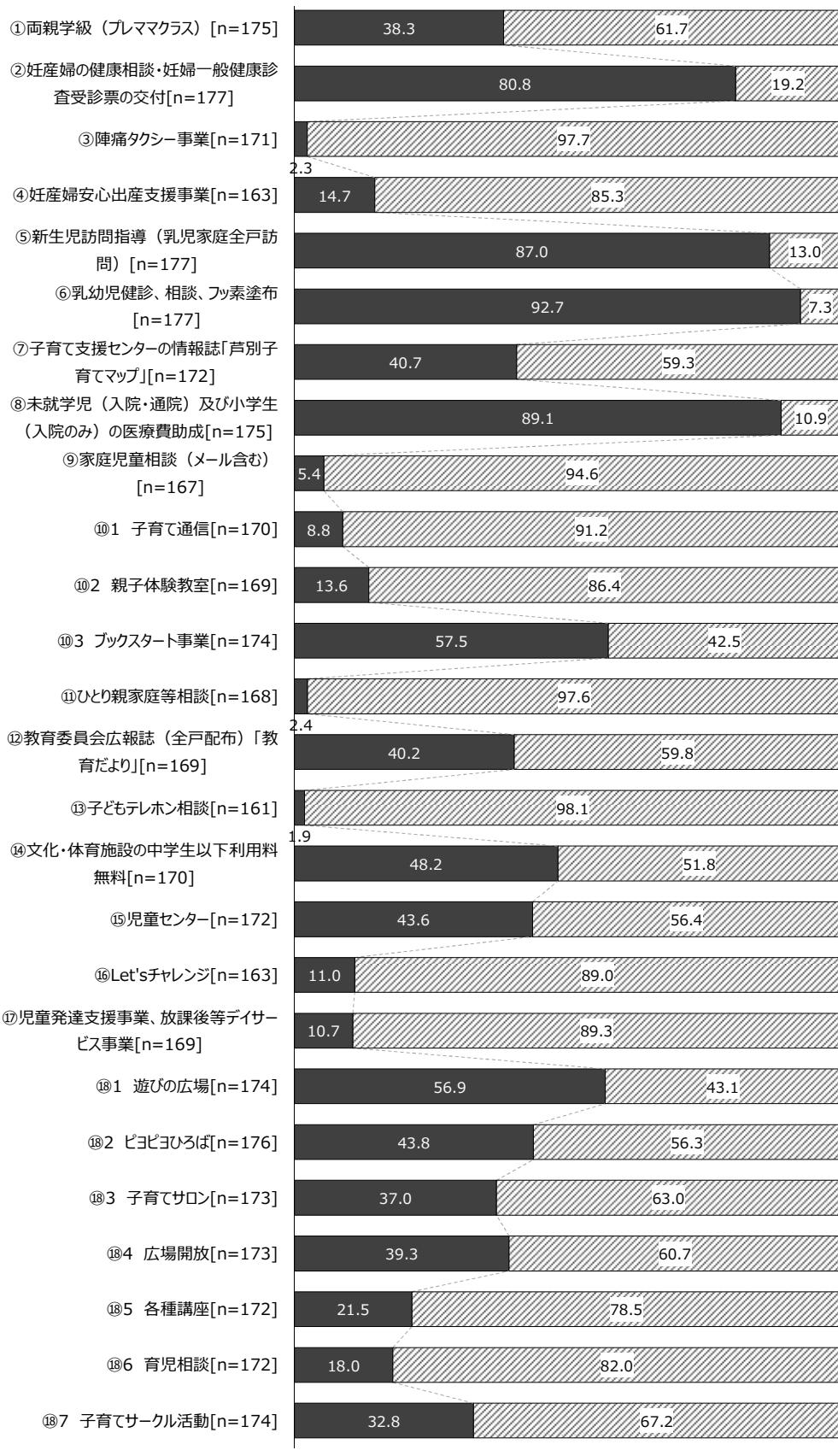
近年の社会環境の変化は非常に大きいものがあり、それに伴って、子育てをめぐる環境も大きく変化してきています。

特に、少子化に伴う核家族化の進行や就労環境の変化が進み、親の子育てに対する不安や負担増に加え、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、孤立化している子育て家庭が多くなってきているのが現状です。

芦別市では、子育て親子に遊びや交流の場を積極的に提供しており、育児不安等に関する相談・援助等の子育て支援を行っています。

また、安心して出産・育児ができるよう妊娠期からの相談支援体制の充実を図っており、医療費の助成など、経済的な援助も図っています。

①利用したことがある子育て支援事業について（アンケートに回答した全てのかたが対象）



【課題】

妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安を抱いている親が存在しているため、地域の社会資源を効果的に活用し、多様なサービスを提供するとともに、子育てに関する情報提供や安心して子育てができるような、支援体制に努めることが必要です。

また、3歳児健康診査以降の子どもの発達を、引き続き見守ることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康づくり及び育児支援体制の充実	<p>両親が子育てに自信を持ちながら育児ができるよう、また、育てにくさや育児不安を感じた時に適切な支援ができるよう、妊娠期から発達段階に応じた育児支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳交付 ○妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票の交付 ○妊娠婦安心出産支援 ○特定不妊治療費助成 ○陣痛タクシー事業 ○プレママクラス ○乳幼児健康診査・健康相談 ○個別相談 ○家庭訪問 ○予防接種 ○フッ素塗布 ○歯科相談 ○フッ化物洗口 	健康推進課
2 多様な子育て支援サービスの充実	<p>子どもを安心して生み育てるこことできる環境づくりや地域における子育て支援の交流の場としての子育て支援センターの充実を図ります。</p> <p>また、子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子どもたちを遊ばせながら、親同士が打ち解けた雰囲気で自由に相談や意見交換等ができる子育て支援事業の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊びの広場 ○広場開放 ○子育てサロン ○サークル支援 ○子育て相談 ○ピヨピヨひろば 	児童課

3 小児医療の充実 *子どもの健康管理と事故予防	<p>医療費の助成</p> <p>○中学生（満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）まで自己負担なし。（ただし、所得制限あり。）</p> <p>芦別市医師会・芦別歯科医会と協力し、小児医療に関する情報提供を行うとともに、その充実に努めます。また、乳幼児健診や相談の場を活用し、乳幼児の事故予防についての啓発に努めます。</p> <p>○広報での休日当番院の情報提供</p> <p>○道実施の夜間救急病院の電話相談事業 「小児救急電話相談事業」のPR</p> <p>○事故予防パンフレットの配布</p>	健康推進課 健康推進課
4 個別に応じた育児支援	<p>安心して妊娠・出産・育児ができるよう個々の状況に応じた育児支援を行います。</p> <p>○妊婦訪問、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）</p> <p>○育児相談室</p> <p>必要に応じ、関係機関と連携し支援を行います。</p> <p>○周産期養育者支援に係る保健・医療の連携</p>	健康推進課
5 食育の推進	<p>「第3次芦別市食育推進計画」に基づき、家庭を中心に幼稚園・保育園・学校・地域・生産者・行政等が互いに協力し、効果的に食育関連事業を展開・推進を図ります。</p> <p>○市広報等を活用した食に関する情報提供</p> <p>○園児に対して、可能な調理に参加するクッキング保育の実施</p> <p>○子育て中の親を対象とした調理実習講座</p> <p>○給食メニュー・サンプル展示</p>	健康推進課 児童課

2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

【現 状】

芦別市では、結婚・出産後も仕事を続けることができるよう、仕事と子育ての両立支援のための国等の施策活用、体制整備について企業等へ働きかけを行うとともに、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供等について、関係機関と連携を図りながら行っています。

また、保護者が労働等により戸籍家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る留守家庭児童会を、芦別小学校（ひばり児童会）及び上芦別小学校（すみれ児童会）の小学校区に設置しています。

【課 題】

子育てと仕事の両立のための労働環境の改善を更に進めるため、関係機関や企業との連携協力のもと、結婚・出産後も仕事を続けることができるような働きかけに努めることが必要です。

また、多様な保育需要に応じ、時間外保育などの保育サービスの拡充に努めるなど、保護者が働きやすい環境を整えることが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 一時預かりなどの家族支援の充実	多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充や保護者が働きやすい環境の整備を図り、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対応します。	児 童 課
2 子育てと仕事の両立支援	労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供について、関係機関との連携協力のもと、結婚・出産後も仕事を続けることができる環境の整備を図ります。 ○育児休業の取得しやすい環境づくり	商工観光課

<p>3 放課後児童の居場所 づくり</p>	<p>留守家庭児童会を安心安全な生活を保障する場所として、成長や発達を促し支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○語学（英語）指導、百人一首教室、誕生会、夏祭り、クッキング等の行事 ○異世代間交流（すばる訪問等） ○長期休み中の事業 	<p>児童課 生涯学習課</p>
--------------------------------	--	----------------------

第7節 子育てを支える地域

1 地域における子育て支援の充実

【現 状】

生活環境の悪化、急速な少子化の進行、女性の社会進出など、親の子育てに対する不安や負担感が強まっており、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄となり、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱えているのが現状です。

芦別市では、子育て支援センターにおいて、相談支援等各種事業を展開しており、子育て支援の充実に努めています。

【課 題】

地域住民、町内会、民生委員児童委員、芦別市青少年育成連絡協議会、更生保護女性会などが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を図ることが必要です。



【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 子どもの健全育成の推進	<p>健全な児童を育成し、未来の芦別市を支えていくため、各種健全事業を開催し、地域ぐるみで子育て支援や子どもの健全育成への取組の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市一斉親子クリーン作戦 ○青少年健全育成市民の集い ○親子ドッジボール大会 ○出前講座 ○レッツチャレンジ教室 ○各種少年スポーツ教室 ○下の句かるた大会 ○異世代交流（もちつき会、児童センターまつり、しめ縄づくり、すばる訪問） 	生涯学習課 児童課
2 子育て支援のネットワークづくり	<p>少子化の進行等により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱えていることから地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サークル活動への支援 	児童課
3 子育て支援センター等人材育成の推進	<p>子育て経験者等の子育てサポーター及びボランティア団体等を育成し、地域においての子育て支援や家庭教育の支援の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てサポーター養成講座の受講 	児童課



2 安心・安全な子育てを支える地域づくり

【現 状】

芦別市では、幼稚園・保育園の入園時及び小学校入学時に交通安全啓発チラシを配布し、各学校において交通安全教室を開催するなど交通安全の啓発を行なっています。

子どもを交通事故から守り、安全を確保するため、市や警察をはじめとする関係機関と地域住民が連携し、市民全体で安全な体制づくりに努めることが必要です。

また、子育て世帯の多くが「親子で出かけやすく楽しめる場所」を求めており、子育て支援の充実に対する要望が多いことがわかります。

【課 題】

すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取組が大切であり、子育てに関する多様なニーズに対して地域の社会資源を効果的に活用していくことが必要です。

【主な施策・事業等】

主な施策	内 容 ・ 事 業 名	関係課
1 交通安全、犯罪防止等 子どもを守る安全な まちづくり	<p>交通事故から守るためにルールやマナーの 習慣づけについて、交通安全教室の開催等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">○幼稚園・保育園に交通安全啓発グッズ配布○交通指導員による街頭交通指導○シルバー交通安全ひろめーる作戦○チャイルドシートの短期貸出	市民課 児童課
	<p>防犯灯の設置や子ども110番緊急避難所の設置、駆け込み訓練の実施を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">○子ども110番緊急避難所の設置箇所の拡大と児童・生徒への周知○青色回転灯による防犯パトロールの実施○防犯都市宣言を推進する会の運営や各種防犯事業の実施（社会を明るくする運動及び市民集会・防犯都市宣言を記念する市民の集い）○防犯団体に対する運営費の補助	市民課 生涯学習課

	<p>関係機関・団体・家庭との連携を図りながら総合的な非行防止対策の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年補導活動（祭典特別パトロール・万引き防止特別パトロール・非行防止パトロール） ○列車・バス添乗補導 ○家庭児童相談室と関係機関等との連携 	生涯学習課 児童課
2 公園、道路等生活環境の整備	<p>道路の整備、冬期間の通学路の除排雪等、安全な道路の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の凸凹の整備 ○歩道の除排雪（冬期の歩道確保） 	都市建設課
	<p>安全な遊具の整備等、子育て世代のニーズに応える公園の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な遊具等、安心して使用できる公園づくり ○公園内での危険な遊びの防止、施設に対するいたずら及びゴミ散乱防止など育成会や町内会を通じて、児童への意識の啓発を図るなど地域で参加する公園づくり 	都市建設課
3 地域で支える児童虐待防止対策の強化	<p>虐待の早期発見と子どもの安全確保のための地域支援体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診や家庭訪問における早期の対応、関係機関との連携強化 ○幼稚園・保育園・学校などからの情報提供及び支援体制の強化 ○早期発見のため住民一人ひとりが地域の子どもたちを見守り、地域と連携した情報共有の体制づくり（児童虐待の通告義務の周知） ○虐待予防マネジメントシステムの推進 ○情報収集後の関係機関（児童相談所、民生委員・児童委員等）との迅速なネットワークづくりの機能強化 ○地域で支える育児力形成支援体制づくり ○公的な関係機関との連携だけでなく、地域の様々な関係者との連携強化 	生涯学習課 健康推進課 児童課

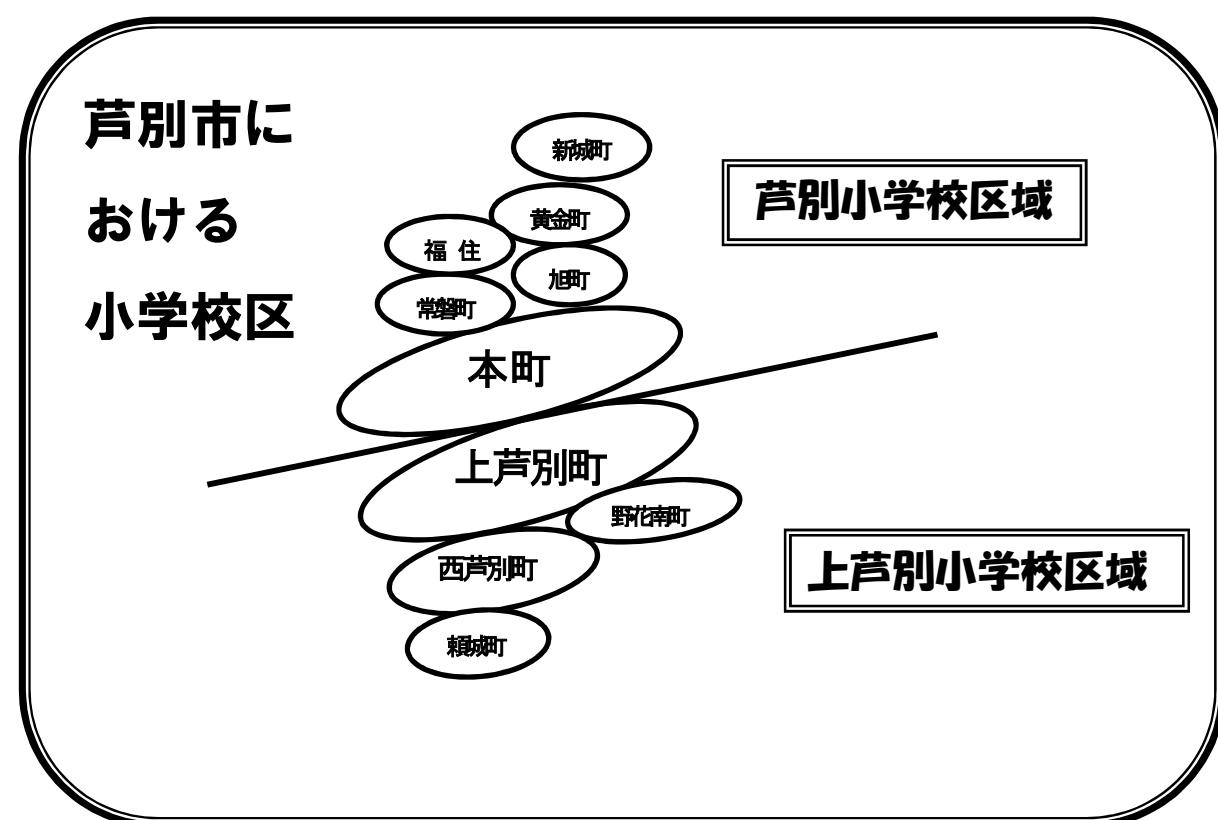
第4章 教育・保育提供区域の設定

第1節 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な教育・保育提供区域を定める必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。



第2節 教育・保育提供区域の設定

1 芦別市における教育・保育提供区域

芦別市全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	教育・保育の区域設定については、全 域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から芦別市全域を基本とします。なお、留守家庭児童会については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親、または、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業		
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業		市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）		

11事業	提供区域	考え方
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾患・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う		市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市全域	
一時預かり事業 幼稚園・保育所において、一時的に預かる事業		教育・保育施設での利用も含むため、市内全域とします。
時間外保育事業 延長保育・休日保育		通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業		市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	現状通り、各小学校区を基本として実施します。



第5章 教育・保育施設の充実

第1節 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※ 認定区分とは、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定（子どもの認定区分）し、その上で施設型給付及び地域型保育給付を行う仕組みのことです。

施設型給付とは、保護者本人への給付ではなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。また、地域型保育給付とは、保護者本人への給付ではなく、地域型保育事業者を通じた給付が行われることをいいます。



第2節 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

1 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	102	84	85	67	66
確保の内容	120	90	90	75	75
特定教育・保育施設	120	90	90	75	75
確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	△18	△6	△5	△8	△9

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

※確認を受けない幼稚園とは、自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことをいいます。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の方策について

令和5年度以降の計画期間においても十分な供給量が確保されます。



2 2号認定(3歳以上、保育園・認定こども園(保育園部)を利用希望)

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	50	56	57	58	55
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	50	56	57	58	55
確保の内容	72	92	92	92	92
特定教育・保育施設	72	92	92	92	92
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△22	△36	△35	△34	△37

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

令和5年度以降の計画期間においても十分な供給量が確保されます。



3 3号認定(0歳、保育園・認定こども園(保育園部)・小規模保育園を利用希望)

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	9	9	8	8	8
確保の内容	13	13	13	13	13
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
地域型保育事業	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△4	△4	△5	△5	△5

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

4 3号認定（1・2歳、保育園・認定こども園（保育園部）・小規模保育園を利用希望）

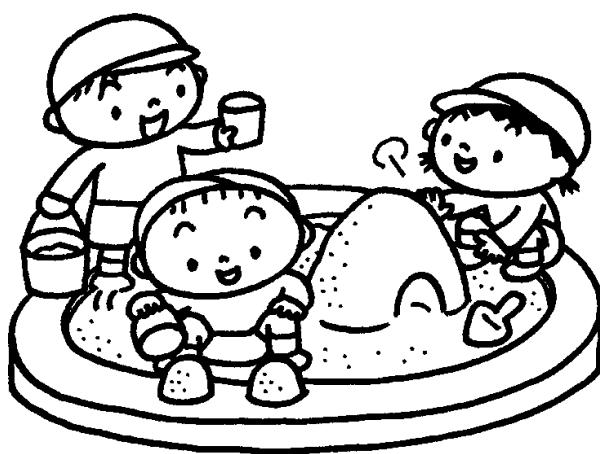
■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	42	43	40	38	38
確保の内容	44	44	44	44	44
特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
地域型保育事業	16	16	16	16	16
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△2	△1	△4	△6	△6

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。



第3節 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

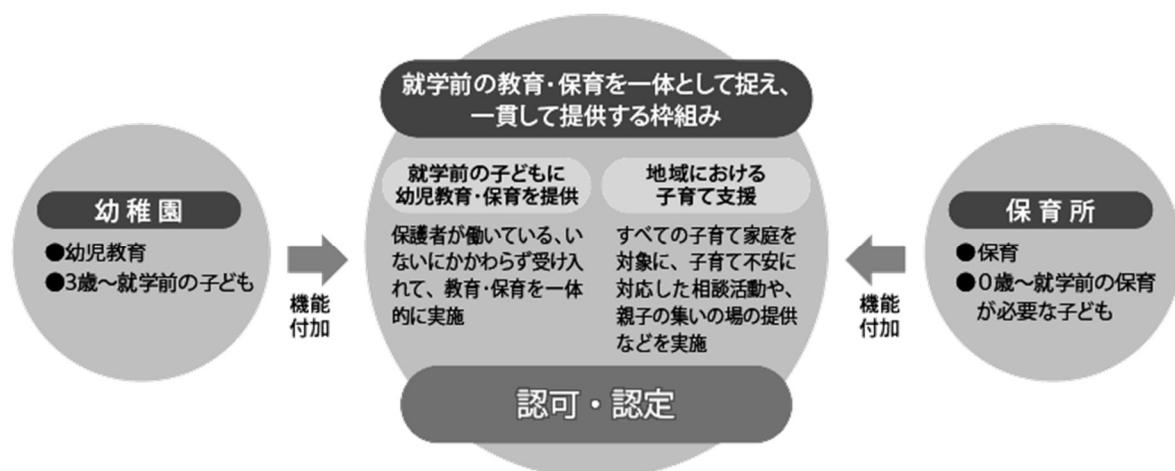
教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。

また、希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

- 認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育
- 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割
- 0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等

【認定こども園の概要イメージ】



（出典：内閣府ホームページ）



第4節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

1 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図る予定です。
- ・外国語に対応できる職員の配置、翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受入れるための体制を整備します。

2 乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めています。

- ① 公私立の教育・保育施設や幼保小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実
- ② 職員の待遇改善を始めとする労働環境への配慮
- ③ 幼稚園・保育園や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ④ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑤ 保育アドバイザーによる支援の拡充

第5節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供していきます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

第1節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

1 利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園・保育園での学校教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関する機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。この事業については、芦別市子育て世代包括支援センターで対応しています。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

2 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（11時間）を超えて、最長で午前7時30分から午後7時までの保育の充実を図ります。

[対象年齢] 0～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/月）	100	100	100	100	100
確保の方策	100	100	100	100	100
実施体制（保育士）	2	2	2	2	2

3 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。芦別市では、芦別小学校内と上芦別小学校内の2箇所で実施しています。

[提供区域 芦別小学校区]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	24	25	21	27	23
(2年生)	25	22	21	20	25
(3年生)	16	20	15	14	14
(4年生)	10	10	12	10	10
(5年生)	3	2	2	8	5
(6年生)	2	1	1	1	3
量の見込み(合計)	80	80	72	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80

[提供区域 上芦別小学校区]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	8	8	7	7	7
(2年生)	7	6	6	5	6
(3年生)	11	13	11	7	5
(4年生)	3	3	3	6	6
(5年生)	1	1	1	4	4
(6年生)	3	3	2	1	2
量の見込み(合計)	33	34	30	30	30
確保の内容	40	40	40	40	40

●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

現状に引き続き、芦別市が実施機関となり、保健師6人体制で乳児家庭全戸訪問を行います。

[対象年齢] 〇歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	42	39	38	36	35
確保の方策	42 ○実施体制 保健師 6人体制 ○実施機関 芦別市	39 同左	38 同左	36 同左	35 同左

5 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。現状に引き続き、子育て支援センターに専門の保育士が常駐し対応します。

[対象年齢] 〇～5歳

[単位] 延べ利用者数 人／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/月）	362	346	319	303	292
確保の方策（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

6 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

(1) 幼稚園における一時預かり事業

現状に引き続き、認定こども園芦別みどり幼稚園にて対応します。

幼稚園型

[対象年齢] 3~5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人／年)	8, 560	7, 806	7, 884	8, 215	7, 796
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり (1号認定見込み)	8, 560	7, 806	7, 884	8, 215	7, 796
確保の方策(人日／年)	8, 560	7, 806	7, 884	8, 215	7, 796

一般型

[対象年齢] 2歳~5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人／年)	72	72	72	120	120
確保の方策(人日／年)	72	72	72	120	120

(2) つばさ保育園における一時預かり事業

現状に引き続き、つばさ保育園にて対応します。

[対象年齢] 1~5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人／年）	171	160	155	154	147
確保の方策（人／年）	2, 900	2, 900	2, 900	2, 900	2, 900
保育園の一時預かり (幼稚園型以外)	2, 900	2, 900	2, 900	2, 900	2, 900

7 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。芦別市では、国の指針に基づき、北海道と協定を結んでいる医療機関で実施しており、妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担しています。また道外の医療機関については、別途個別に契約し実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	42	39	38	36	35
確保の方策 実施機関： 芦別市	42	39	38	36	35

8 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

芦別市では、実施していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

9 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」となります。芦別市では、実施対象になる家庭がないので実施していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

10 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病氣にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。芦別市では、実施していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

[対象年齢] 0～5歳

11 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。芦別市では、実施していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

[対象年齢] 就学児

12 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国の制度により、実費がかかる費用について低所得世帯への支援を継続していきます。

13 多様な主体が参画することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。国の制度により実施を希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有することや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、幼稚園・保育園と小学校等との連携について、円滑に移行していくことができるよう密接な関係を推進します。

また、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、さらに、職員の待遇改善を始めとする労働環境への配慮を図ります。

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

第1節 児童虐待防止対策の充実

芦別市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

(1) 関係機関との連携及び芦別市における相談体制の強化

芦別市における子ども・子育てに関する相談体制は、「児童課」をはじめ、「健康推進課」、「教育委員会」の各行政機関のほか、幼稚園、保育園、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

芦別市要保護対策地域協議会においては、関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、専門性を有する者を配置し、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所などへの通知を行うほか、適切に援助を求めるつゝ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（ここにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようになります。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や民生委員児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に向けた検討や、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

第3節 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び内容の充実と、乳幼児や児童に関する機関との連携を強化していきます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、自立支援医療（育成医療）の給付や障害児通所給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を行うため、広域的な支援が必要です。

特に、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

芦別市では、芦別市療育推進協議会を設置しており、また、専門機関による保育園等訪問支援事業の活用、小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

そのためには、特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供する必要があります。

幼稚園、保育園、小・中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

これからも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取組を推進します。

第4節 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。また、市内事業者に対しては、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けての取組を促すために、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受ける事業者が増えるよう啓発活動を継続していきます。

(2) 育児休業等制度の周知

労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を継続します。また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起して行きます。

第5節 子どもの安心・安全な環境の充実について

国は、登下校時における子どもの安全確保について 2018（平成 30）年 6 月 22 日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが 1 人で歩く「1 人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるといいます。

2019（令和元）年 4 月 19 日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通事故、同年 5 月 8 日大津市で発生した園児の交通事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、2019（令和元）年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

芦別市でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施します。各道路管理者、警察署、幼稚園、保育園、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各幼稚園、保育所、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時の情報提供にも使用していきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを警察署へ要望をしていきます。

■高齢者の安全運転を支える対策について

交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加や、75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納への各種支援策の広報・啓発などを検討します。

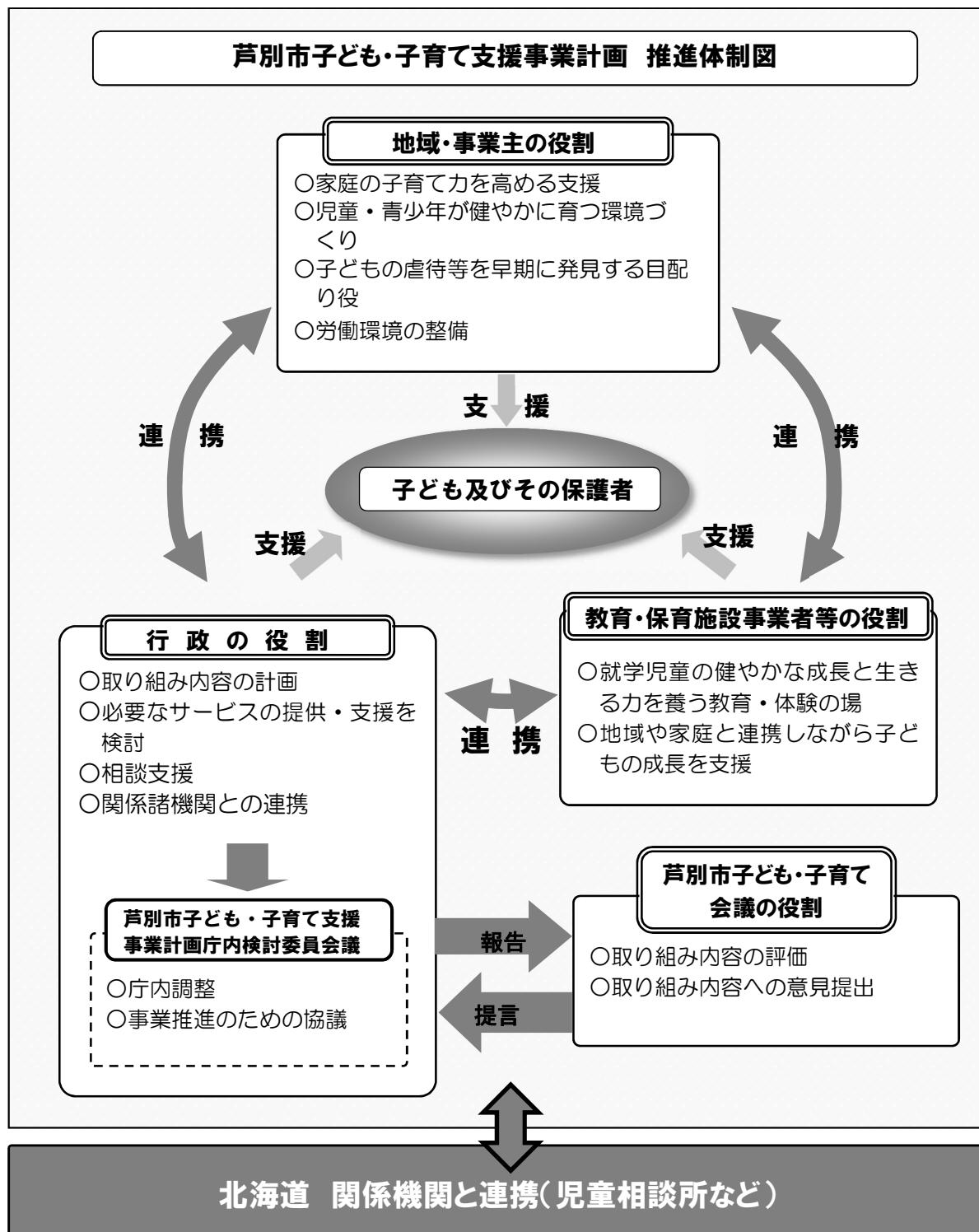
■高齢者の日常生活の移動を支える取組について

免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通機関以外での取組や自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用などを検討し、高齢者福祉計画との調和を図っていきます。

第8章 計画の推進体制

第1節 関係機関等との連携

芦別市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



第2節 役割

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

芦別市は、子ども・子育て支援法に基づき「芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、事業の提携体制の確保や円滑な実施に向けての計画など、国及び北海道と緊密な連携を図ることとします。

① 行政の役割

社会情勢や経済情勢、国の施策の動向に的確かつ柔軟に対応しながら「自助」・「共助」・「公助」の原則と「協働」による子育て支援を堅持しつつ、行政が担うべき事業の見直しに努めます。

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

② 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

- 人権を尊重し、愛情と責任を持って接する
- 規則正しい生活リズム・習慣を身につけさせる
- 家庭や社会のルールを身につけさせる

③ 学校の役割

幼稚園・保育園・小学校間における情報交換の徹底と、教育と福祉の連携も含めた継続的な支援体制づくりを図ります。

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④ 地域の役割

核家族化の進行などにより、近隣住民との交流が希薄化する今日、子育て家庭に対し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等に

よる活動を核とし、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握及び地域全体が保護者の意識で見守るなど、地域の子育て支援を進めます。

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 子どもを地域の一員とし、子どもの人権を尊重した地域活動の場や機会をつくる
- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

⑤ 事業主の役割

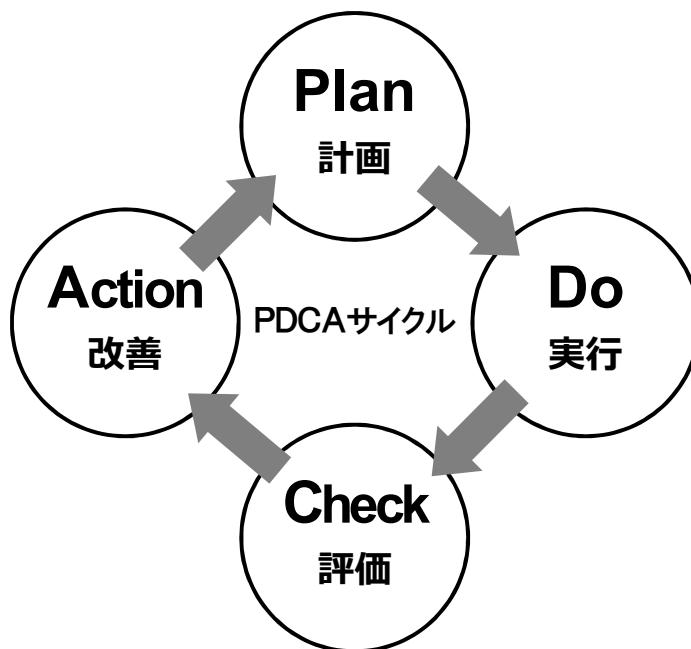
子育て環境の充実のために、勤務の柔軟化を図るなど、子育てと就労の体制づくりに努める。

- 育児休業の取得しやすい環境づくり
- 労働環境の整備

第3節 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づき施策の改善等につなげていきます。

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況や実施状況を、庁内検討委員会及び芦別市子ども・子育て会議で、計画の見直し及び評価について審議をし、計画の着実な推進を図ります。



- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

參 考 資 料

1 芦別市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、芦別市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
- (3) その他子ども・子育て会議が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募に応じた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部児童課において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦別市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年9月30日

規則第42号

改正 令和3年4月1日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する団体)

第2条 条例第3条第2項第1号から第5号までに掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、委嘱するものとする。

- (1) 子育てサークル 1人
- (2) 芦別市PTA連合会 1人
- (3) 学校法人市村学園認定こども園芦別みどり幼稚園 1人
- (4) 学校法人市村学園芦別みどり幼稚園附属保育園リリー 1人
- (5) 一般社団法人芦別市医師会 1人
- (6) 芦別市民生委員児童委員協議会 1人
- (7) 芦別市青少年育成連絡協議会 1人
- (8) 芦別市校長会 1人
- (9) 芦別商工会議所 1人
- (10) 連合北海道芦別地区連合会 1人

(会長への委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の芦別市子ども・子育て会議条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新たに委嘱する委員から適用する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の芦別市子ども・子育て会議条例施行規則の規定により委嘱されている委員は、改正後の規則の規定により委嘱された委員とみなす。

2 芦別市子ども・子育て会議委員名簿

団体名	役職	氏名	備考
子育てサークル(団体名 アンパン会)	代表	為井 紀江	子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者
芦別市PTA連合会	副会長	太田 啓允	//
学校法人市村学園芦別みどり幼稚園	副園長	村上 夕夏	同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
一般社団法人芦別市医師会	理事	橋本 英明	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
芦別市民生委員児童委員協議会	児童福祉部 副部長	瀬戸 俊郎	//
芦別市青少年育成連絡協議会	監査	中村 沙織	//
芦別市校長会	事務局次長	坪江 潤	//
芦別商工会議所	専務理事	大下 瞳夫	事業主を代表する者
連合北海道芦別地区連合会	副事務局長	大島 浩子	労働者を代表する者
公募		随時募集	公募に応じた者
公募		随時募集	//
公募		随時募集	//
委員9名（団体推薦9、公募0）			

3 芦別市子ども・子育て会議経過

<p>令和元年度 第1回子ども・子育て会議 日 時：令和元年10月29日（火） 18:00～19:40 場 所：子どもセンターツバさ 「小学生クラブ室」 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・芦別市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について・令和元年度市内保育所等入所状況について・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画について<ul style="list-style-type: none">・ニーズ調査について・骨子案作成に向けた説明について・量の見込みの算出について・骨子案概要について・今後のスケジュールについて <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・芦別市保育所等条例の一部を改正する条例の制定について・令和元年度市内保育所等入所状況・ニーズ調査について・子ども・子育て支援事業計画骨子案作成に向けた説明資料・子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」の算出について（検討資料）・第2期子ども・子育て支援事業計画骨子（案）
<p>令和元年度 第2回子ども・子育て会議 日 時：令和元年12月6日（金） 18:00～19:00 場 所：子どもセンターツバさ 「小学生クラブ室」 出席者：6名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について・今後のスケジュールについて <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）・現行計画との主な変更点について・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見書
<p>令和元年度 第3回子ども・子育て会議 日 時：令和元年12月25日（水） 18:00～18:30 場 所：子どもセンターツバさ 「小学生クラブ室」 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画策定について・今後のスケジュールについて <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）・素案に対する意見書（集約）

4 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦別市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たり、その素案づくりを行うため、芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（庁内検討委員会の職務）

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 事業計画の素案づくりに関する事項
- (2) その他素案づくりに関し必要な事項

（組織）

第3条 庁内検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、児童課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる係に属する者のうち、当該係の所属長から推薦を受けたものとする。

- (1) 市民課生活交通係
- (2) 健康推進課医療助成係
- (3) 健康推進課健康推進係
- (4) 福祉課福祉係
- (5) 商工観光課商工振興係
- (6) 都市建設課土木係
- (7) 都市建設課住宅係
- (8) 学務課総務係
- (9) 学務課学校教育係
- (10) 生涯学習課生涯学習係

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会に委員以外の市の関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 庁内検討委員会の調査及び検討内容については、必要に応じて庁議に報告する。

(庶務)

第7条 庁内検討委員会の庶務は、児童課において行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

(芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱の廃止)

2 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱（平成26年1月24日制定）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。

5 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会名簿

所 属		氏 名	
市 民 課	生活交通係	主任	中村 有
健康推進課	医療助成係	係長	増子 善之
	健康推進係	主任	村上 悠実子
福 祉 課	福 祉 係	係員	館 真衣
商工観光課	商工振興係	係長	中居 貴司
都市建設課	土 木 係	係員	富田 和章
	住 宅 係	係長	信太 史
学 務 課	総 務 係	主任	松本 由希子
	学校教育係	主任	西 雅晴
生涯学習課	社会教育係	係長	相場 晃人

6 芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会経過

<p>第1回 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 日 時：令和元年10月25日（金） 16:00～16:30 場 所：芦別市役所3階 「第2会議室」 出席者：9名</p>	<p>【議事内容】 ・芦別市子ども・子育て支援事業計画骨子案作成に向けた説明について ・「量の見込み」の算出について ・今後のスケジュールについて 【配布資料】 ・子ども・子育て支援事業計画骨子案作成に向けた説明資料 ・子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」の算出について（検討資料） ・今後のスケジュール ・第2期子ども・子育て支援事業計画骨子（案）</p>
<p>第2回 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 日 時：令和元年11月18日（月） 16:00～16:40 場 所：芦別市役所3階 「第2会議室」 出席者：9名</p>	<p>【議事内容】 ・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・今後のスケジュールについて 【配布資料】 ・第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）</p>

7 芦別市子ども・子育て支援事業計画に関する用語解説

用語	意味
1 市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。</p> <p>(法第61条)</p>
2 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。</p> <p>本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。</p>
3 認定こども園	<p>保護者が働いている、いないに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。</p> <p>幼保連携型～認可幼稚園と認可保育所が連携して、 　　一体化的な運営を行うことにより、認定 　　こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>幼稚園型～認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>保育所型～認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>地方裁量型～幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ</p>
4 子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）</p>
5 施設型給付	<p>認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）</p>

6	地域型保育給付	小規模保育事業者への給付
7	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。 (法第7条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。 (法第27条)
9	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) 【参考】認定区分 <ul style="list-style-type: none">・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
10	地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、妊婦健診事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が参画することを促進するための事業。 (法第59条)
11	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計することをいう。
12	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
13	特別な支援が必要な子ども	発達に遅れ等のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことをいう。
14	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。平成27年度から令和6年度まで10年延長。

15	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関等により構成され、情報の交換や支援内容の協議などを行うために設置される組織。
16	療育推進会議	発達に心配のある子どもに対し、早期に個性や能力に応じた適切な支援を行うことを目的として、関係機関等と情報の交換や支援内容の協議などを行うために設置される組織。
17	実費徴収にかかる補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
18	子育て世代包括支援センター	妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点施設。
19	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のこと。



第2期 芦別市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

変更年月：令和3年3月、令和5年3月

発行：芦別市

編集：芦別市市民福祉部児童課

住所：北海道芦別市本町28番地

電話：0124-24-2777

FAX：0124-24-2787

WEB：http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/

E-mail：katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp